

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No. 83. AVRIL 1895.
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

號三拾八第

本月一號發行

第 四 月 刊 行

明 治 廿 八 年

會 告

今般本會事務所は牛込區若宮町十番地〔神樂坂上毘沙門裏〕へ移轉候間會員異動其他文書往復等は同處へ御送附相成度此段廣告候

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通郵便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度候

○郵券を以て代用せらるゝときは必二割増たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

右廣告候

大日本監獄協會

謹 告

本雜誌上官報欄内は從來監獄職員の任免異動等は都へて掲載し來り候へ其其間或は御報告なき向有之遺憾不尠候希くは將來各監共御報告の勞を煩し度不堪切望候

佐野 尙

發行兼編輯者 佐野 尙
印 刷 者 池田 宗平
所 東京並木活版所

明治廿八年三月三十一日發行

東京市牛込區若宮町十番地 大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地 東京並木活版所
東京市淺草區墨船町廿八番地 東京並木活版所
賣 所 東京並木活版所書店
其 外 各 書 店

明治廿八年五月刊行

廿八年度校外生募集廣告

本校の創立日尙淺きも名譽の已に顯著なるは唯に熱心懇篤なる講師が専攻清道の學識を以て最新法理を教授し且つ内は學生と親密にして外は校外生の爲り自ら講義を録するに在り是本校の特色にして又他の遠く及はざる所なり

東 脩

金四十錢

月 謝

金三十六錢

但し此際申込む者は特に東脩を免す
講義録は毎月三回(三三日)發兌紙數百頁内外見本に限り代金拾壹錢と郵税二錢とを投せは直ちに之を送附す

○本校受持講師及び受持科目左の如し

| | | | | | |
|--------|--------------|--------|------------|------------------------------|--------|
| 法學通論 | 在大學院法理學專攻法學士 | 仁保 龜松 | 會社法 | 內務省參事官法學士 | 水野 鍊太郎 |
| 刑法(總則) | 法科大學教授法學士 | 岡田 朝太郎 | 手形法 | トクトル | 高木 甚平 |
| 刑法(各論) | 控訴院檢事法學士 | 石渡 敏一 | 破産法 | 內務省參事官法學士 | 水野 鍊太郎 |
| 刑事訴訟法 | 判事法典調査會委員法學士 | 仁井田益太郎 | 海商法 | 在大學院法學文庫軍大學校 講師法典調査會委員法學士 | 松波 仁一郎 |
| 民法總論 | 控訴院檢事法學士 | 小宮 三保松 | 保險法 | 講師法典調査會委員法學士 | 今村 信行 |
| 物權法 | 辯護士法學士 | 平田 讓衛 | 民事訴訟法(第一編) | 大審院判事 | 長島 鸞太郎 |
| 人權法 | 法律學士 | 飯塚 茂太郎 | 全 (自第二編) | 辯護士法學士 | 本多 康直 |
| 證據法 | 法學士 | 入江 良之 | 全 (第六編以下) | 大審院判事トクトル | 井上 密 |
| 商法總則 | 檢事法學士 | 堤 定次郎 | 憲法 | 在大學院憲法專攻法學士 | 織田 萬 |
| 商事契約 | 在大學院商法專攻法學士 | 志田 鐔太郎 | 行政法 | 在大學院行政法專攻法學士 | 中村 進午 |
| | | | 國際公法 | 在大學院國際公法專攻法學士 | 清水市太郎 |
| | | | 國際私法 | 法科大學講師海軍主理高等 捕獲官檢所評定官法學士 | |

校外生規則を要するものは二錢切手封入申込むべし

日本法律學校編輯部

日本法律學校規則綱要

設立趣意

國アレハ茲ニ法律アリ世界立國其數若干從テ其法律ノ種々ナル固ヨリ言フナ須ヒス然リ而シテ臣民休戚ノ繫ル所自國ノ法律ヨリ大且ツ先ナルハ莫シ我日本建國三千年其間法律ノ成立寔ニ尠シトセス殊ニ近時世態ノ趨向スル所大ニ法律ノ制定ヲ促カシ頻々其發布ニ接スルヲ見ル於是乎吾人ハ力メテ本邦法律ヲ攷究セサルヘカラサルヤ日ニ益急ナリト謂フヘキナリ本校ノ設立ハ實ニ此急要ヲ充サンカ爲メノミ故ニ本校ハ時ノ古今ヲ問ハス法ノ新舊ヲ論セス苟クモ日本法律タル以上ハ力ノ能フ所眼ノ及フ所周チク之レヲ攷究研鑽スヘク設若海外ノ法理ト雖苟クモ本邦法學ノ參稽ニ資スルニ足ルモノハ之レカ照查ヲ怠ラサルヘシ則チ本校ノ目的トスル所ハ所謂日本法學ナルモノヲ振起シ近クハ子弟ヲシテ法律ヲ學フノ方ヲ得セシメ遠ク世人ヲシテ斯學ノ正路ヲ知ラシメ以テ國家盛運ノ萬一ヲ增進センコトヲ庶幾スルニ在ルノミ

| 刑名 | 新二刑ヲ受ケタル入監者刑名別 | | 五年平均 | |
|--------|----------------|-------|--------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 無期徒刑 | 166 | 12 | 197 | 24 |
| 有期徒刑 | 459 | 36 | 648 | 20 |
| 重懲 | 461 | 74 | 769 | 51 |
| 輕懲 | 485 | 26 | 788 | 40 |
| 重禁錮 | 895 | 796 | 1,278 | 40 |
| 輕禁錮 | 445 | 33 | 554 | 23 |
| 換刑輕禁錮 | 343 | 26 | 469 | 18 |
| 換刑輕禁錮 | 343 | 26 | 469 | 18 |
| 懲役終身 | 3 | 1 | 3 | 1 |
| 全上十年以下 | 18 | 1 | 18 | 1 |
| 合計 | 9,090 | 1,275 | 13,462 | 2,050 |

備考 流刑ハ徒刑禁獄ニ懲役ノ科料ヨリノ換刑ノ拘留ノ欄ニ記入ス 五年平均ノ計ノ合分ルハ各々前上五年平均ノ計ノ平均シタルニ依ル

| 罪名 | 新二刑ヲ受ケタル入監者罪名別 | | 五年平均 | |
|-------------------|----------------|-------|--------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 皇室ニ對ス | 4 | 1 | 9 | 1 |
| 兇徒聚集 | 353 | 2 | 640 | 7 |
| 官吏職務ヲ行フヲ妨害ス | 349 | 30 | 624 | 28 |
| 囚徒逃走及罪人ヲ藏匿ス | 39 | 30 | 264 | 28 |
| 附加刑ノ執行ヲ遁ル | 39 | 44 | 339 | 28 |
| 私製造用ノ銃砲彈藥ヲ製造及所持ス | 98 | 98 | 668 | 33 |
| 往來通信ヲ妨害ス | 24 | 1 | 33 | 2 |
| 人ノ住所ヲ侵ス | 50 | 14 | 215 | 8 |
| 官ノ封印ヲ破棄ス | 18 | 22 | 62 | 3 |
| 官ノ封印ヲ破棄ス | 191 | 4 | 925 | 31 |
| 公務ヲ行フヲ拒ム | 186 | 7 | 1,011 | 37 |
| 貨幣ヲ偽造ス | 92 | 3 | 567 | 22 |
| 官印官文私印私書ヲ偽造ス | 186 | 7 | 1,011 | 37 |
| 免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造ス | 85 | 10 | 539 | 21 |
| 度量衡ヲ偽造ス | 65 | 7 | 414 | 16 |
| 身分ヲ詐稱ス | 20 | 1 | 133 | 5 |
| 公選ノ投票ヲ偽造ス | 73 | 1 | 467 | 18 |
| 阿片烟ニ關ス | 7 | 1 | 45 | 2 |
| 飲料ノ淨水ヲ汚穢ス | 10 | 3 | 63 | 3 |
| 危毒品及健康ヲ害ス | 1 | 1 | 6 | 0 |
| 八十物品製造ニ關ス | 1 | 1 | 6 | 0 |
| 健康ヲ害スベシ飲食物及藥劑ヲ販賣ス | 3 | 3 | 19 | 1 |
| 傳染病預防規則ニ關ス | 1 | 1 | 6 | 0 |
| 私ニ醫業ヲ爲ス | 51 | 2 | 327 | 13 |
| 風俗ヲ害ス | 245 | 14 | 1,584 | 61 |
| 死屍ヲ毀棄シ墳墓ヲ發掘ス | 36 | 25 | 231 | 9 |
| 商業及農工ノ業ヲ妨害ス | 7 | 1 | 44 | 2 |
| 官吏ノ公益ヲ害ス | 7 | 1 | 44 | 2 |
| 官吏人民ニ對ス | 7 | 1 | 44 | 2 |
| 官吏財産ニ對ス | 7 | 1 | 44 | 2 |
| 謀殺故殺 | 250 | 9 | 1,639 | 64 |
| 毆打殺傷 | 382 | 7 | 2,491 | 97 |
| 過失殺傷 | 69 | 9 | 444 | 17 |
| 自殺ニ關ス | 16 | 1 | 103 | 4 |
| 壇二人ヲ逮捕監禁ス | 84 | 3 | 539 | 21 |
| 脅迫 | 77 | 3 | 494 | 19 |
| 墮胎 | 89 | 20 | 574 | 22 |
| 幼者及老疾者ヲ遺棄ス | 4 | 3 | 26 | 1 |
| 幼者ヲ略取誘拐ス | 7 | 3 | 44 | 2 |
| 猥褻淫瀆重婚 | 7 | 4 | 44 | 2 |
| 誣告及誹謗 | 14 | 4 | 89 | 4 |
| 祖父父母及父母ニ對ス | 11 | 2 | 70 | 3 |
| 強盜 | 358 | 2 | 2,327 | 92 |
| 遺失物理藏物ニ關ス | 87 | 5 | 554 | 22 |
| 家畜分散ニ關ス | 87 | 5 | 554 | 22 |
| 詐欺取財及受寄財物ニ關ス | 58 | 6 | 374 | 15 |
| 贓物ニ關ス | 64 | 6 | 414 | 16 |
| 放火失火 | 288 | 11 | 1,839 | 72 |
| 決水 | 26 | 1 | 163 | 6 |
| 船舶ヲ擧げス | 1 | 1 | 6 | 0 |
| 家畜植物ヲ毀壞シ及動物ヲ害ス | 407 | 7 | 2,674 | 105 |
| 違警罪及縣定諸規則 | 359 | 3 | 2,344 | 93 |
| 陸海軍刑法 | 59 | 5 | 374 | 15 |
| 諸罰則違犯 | 59 | 5 | 374 | 15 |
| 合計 | 9,090 | 1,275 | 13,462 | 2,050 |

備考 五年平均ノ計ノ合分ルハ各々前上五年平均ノ計ノ平均シタルニ依ル

大日本監獄協會雜誌第八拾三號

明治二十八年四月

論 說

● 犯罪の増加及其の觀察

狷 介 生

何れの世、何れの時を問はず、犯罪を撲滅せんことは、殆、吾人人類の不能の事に非ずや、世はユートピアに非ざる以上は、絶對的に、犯罪者を絶盡すること能はざるべし、予輩は、固より、人世に爲し能はざる業を強ふる者に非ずと雖も、少なくとも、犯罪者を減少せしめんことは、吾人の責務とする所なることを、確く信じて疑はざるなり、然るに、翻りて近時犯罪者の傾向を顧みるに、年一年に、滋蔓簇生し、殆、吾人を驅逐して、犯罪の深淵に陥落せしめずんば止まざるの勢あり、是、吾人の微力、未、以て其の希望の什一を達する能はざるに依るか、愧耻の情、何ぞ堪へん、然りと雖も、犯罪者の増加が、單に我監獄事業の成果に依りて來たすものに非ずして、社會人事の情況、經濟の變動等は、實に犯罪に尠なからざる關係を有するなり、之を換言すれば、我邦社會の情況、今や正に犯罪の濁浪、天を衝きて來たり、激波地を掀けて來らんとするの兆あり、殊に、征清軍終はるの後に及びては、軍夫意を恣にし、財を散すること、塵芥の如く、一時の苟且愉快を計るは、下等賤民の常態とする所なれば、此の際に於て、苟、世の先覺を以て任するの輩は、須く一考する所なかる可からず

各國統計表に依りて之を見るに、世は文明に進むと雖も、犯罪者の増加するは、免れざるの數にして、所謂此の點より觀れば、文明とは、多く犯罪を生出するの謂に外ならざるの觀あり、斯の如き原因、何れに胚胎するか、頗、至難の問題にして、容易に解すること能はずと雖も、要するに、一般文明の風潮は、驅りて社會貧富の度を懸隔ならしめ、富者は、益、富み、貧者は、愈、貧しく、加之、機械力の進歩は、人力を節して、多數職工者の生業を奪ひ、一方生計の程度は、漸次高騰するも、資を得るの道は、愈、退縮し、遂に、財産に對する犯罪を醸生し、生計の困難を加ふること、甚しければ、結婚も、亦、容易ならず、爲めに、幾多青年の情慾は、勢、正經を脱して、横道に入り、風紀壞敗して、地に墜つるに至る、是に於て、か、風俗に對する犯罪を組成し、文明の發達進歩は、各個人自主自由の念に伴ひ、不知不識、極端に趨るの結果、公權に對する罪、名譽に對する犯罪を行ふに至るは、各國の刑事歴史に依りて、之を徵するも明かなり

今、我邦在監人の傾向を見るに、實に左表の如く、年々増殖し、近く七年前に於て、二万人の増加を見るに至りたる如きは、吾人の實に驚怪に堪へざる所なり

在 監 人 員

(統計報告に依る)

| 十二月三十一日 | 囚 人 | 懲 治 人 | 刑 告 事 | 別 留 置 人 房 | 携 帶 乳 兒 | 合 計 |
|---------|--------|-------|--------|-----------|---------|--------|
| 明治二十一年 | 五三,二六 | 一七三 | 五四六六 | 一,〇六四 | 三六 | 六〇,〇五七 |
| 同 二十二年 | 五四,〇〇八 | 二二二 | 八,一七三 | 八五〇 | 三四六 | 六四,〇〇八 |
| 同 二十三年 | 五七,六二五 | 二九六 | 九,三七八 | 一,八一九 | 三六六 | 六九,四四六 |
| 同 二十四年 | 六二,五九五 | 二四四 | 九,七三六 | 一,六六六 | 三四一 | 七三,五九四 |
| 同 二十五年 | 六四,一五三 | 二四四 | 九,二九二 | 二,〇〇一 | 三六七 | 七六,〇五七 |
| 同 二十六年 | 六五,六三二 | 三三二 | 一〇,二四五 | 一,六九三 | 三九二 | 七九,一七三 |
| 同 二十七年 | 六七,二七二 | 三三二 | 一〇,八八九 | 二,一九一 | 三九七 | 八二,〇五五 |

而して、年々新に刑を受け、入監する所の囚人を觀るに、卷首第一表第上表の如く、廿二年に在りては、十萬貳千人なりしも、廿六年に在りては、拾七萬八千の遞加を來たせり、是等の罪質は、窃盜犯として、最多數を占め、風俗を害する罪、第二位に列し、詐欺取材附加刑執行を通るゝの罪等相次ぐ、讀者、若、其の詳細を知らんと欲せば、表に就きて、熟覽せられなば、蓋、思半ばに過ぎん

犯罪は、天候に關するものと、頗、多く、三月、十月を、其の最高期とし、七月を其の最低期とするものゝ如し、最近五ヶ年間の計表は、明かに同一律を示し、其の間、自、一定の眞理を含蓄する所なくんはならず、東洋學藝雜誌に載せたる、I.V.生の調査は、頗、予輩の心を逸たるものなるを以て、茲に之を摘載して、論評を下さん。

五箇年間に在監月末人員表

| 月次 | 年次 | 廿三年 | 廿四年 | 廿五年 | 廿六年 | 廿七年 | 平 均 |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一 月 | | 六五,三六一 | 六九,二一五 | 七四,〇八一 | 七九,九六六 | 八二,五二七 | 七三,四〇四 |
| 二 月 | | 六八,五九四 | 七三,六五五 | 七九,二一五 | 八三,七六六 | 八七,二七三 | 七五,六八三 |
| 三 月 | | 六九,九五三 | 七四,六八五 | 八〇,四五五 | 八二,八〇〇 | 八六,八三三 | 七九,一五三 |
| 四 月 | | 六九,二二四 | 七三,九九七 | 七八,九四八 | 八二,八八二 | 八六,四四二 | 七九,三三三 |
| 五 月 | | 六九,〇九八 | 七三,四〇六 | 七九,五五九 | 八三,五七七 | 八七,四七七 | 七九,〇七三 |
| 六 月 | | 六八,七六四 | 七三,〇七七 | 七八,〇〇五 | 八二,六三三 | 八六,四七一 | 七九,四七二 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 七 | 六、九三九 | 六、八二二 | 七、〇六一 | 七、二九四 | 七、三九八 | 七、二九八 | 七、二九八 | 七、二九八 | 七、二九八 | 七、二九八 |
| 八 | 七、〇〇二 | 七、〇一八 | 七、〇三三 | 七、〇四八 | 七、〇六三 | 七、〇七八 | 七、〇九三 | 七、一〇八 | 七、一二三 | 七、一三三 |
| 九 | 七、〇六六 | 七、〇八二 | 七、〇九七 | 七、一一二 | 七、一二七 | 七、一四二 | 七、一五七 | 七、一七二 | 七、一八七 | 七、二〇二 |
| 十 | 七、一三〇 | 七、一四六 | 七、一六二 | 七、一七七 | 七、一九三 | 七、二〇八 | 七、二二三 | 七、二三八 | 七、三〇三 | 七、三一八 |
| 十一 | 七、一九四 | 七、二一〇 | 七、二二六 | 七、二四一 | 七、二五六 | 七、二七一 | 七、二九二 | 七、三〇七 | 七、三二二 | 七、三三七 |
| 十二 | 七、二五八 | 七、二七四 | 七、二九〇 | 七、三〇五 | 七、三二〇 | 七、三三五 | 七、三五〇 | 七、三六五 | 七、三八〇 | 七、三九五 |
| 平均 | 七、三三三 | 七、二八四 | 七、三六六 | 七、四一七 | 七、四六八 | 七、五一九 | 七、六一〇 | 七、六六一 | 七、七一〇 | 七、七六〇 |

自明治廿四年
至全
廿六年
東京地方裁判所に於て刑を言渡したる被告人員平均表

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公益に關する罪 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
| 身体に對する罪 | 三、五〇〇 | 四、三〇〇 | 三、七〇〇 | 三、二〇〇 | 二、八〇〇 | 二、四〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、六〇〇 | 一、二〇〇 | 八〇〇 | 四〇〇 | 〇 | 三、四一三 |
| 財産に對する罪 | 一、二三三 | 一、七七七 | 二、二八〇 | 二、八三三 | 三、三三三 | 三、八三三 | 四、三三三 | 四、八三三 | 五、三三三 | 五、八三三 | 六、三三三 | 六、八三三 | 一、二四三 |
| 計 | 四、七三三 | 六、〇七三 | 五、九八〇 | 六、〇三三 | 五、六三三 | 五、二〇〇 | 四、七三三 | 四、三三三 | 三、八三三 | 三、三三三 | 二、八三三 | 二、八三三 | 四、六五三 |

是に依りて、之を觀るに、公益に關する罪は、十一月乃至三月の間は、概、多數を占め、就中、二月に於て、最、高、三月四月と漸次に下り、五月に於て、最低に至り、六七八月と順次に昇り、又、九月に於て、大に下り、十月十一月と更に昇れり、而して、身体に對する罪は、六月、及、九月に於て、最、高、一、四、十月之に次ぎ、二、三月、最、低し、財産に對する罪は、三月、及、八月に於て、最、高、五月に於て、最、低し

明治廿四年乃至廿六年三月平均

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 罪名 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
| 私印盗用偽造及私書偽造變造 | 三〇〇 | 五三三 | 九七七 | 六三三 | 二九九 | 五〇〇 | 六三三 | 七〇〇 | 六〇〇 | 二七七 | 四〇〇 | 三〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 放火 | 三〇〇 | 二二二 | 三〇〇 | 二六六 | 一〇〇 | 〇七七 | 一〇〇 | 一〇〇 | 〇七七 | 〇七七 | 〇七七 | 二二二 | 一、九〇〇 |
| 謀殺及故殺 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 三、三〇〇 |
| 毆打致死及創傷 | 八四 | 三〇 | 四〇 | 四七 | 四〇 | 六三 | 五〇 | 五七 | 七三 | 六三 | 五〇 | 五〇 | 六、四七七 |
| 賭博 | 一八三 | 三〇 | 二〇三 | 六三 | 七七 | 四〇 | 一七 | 四〇 | 四七 | 五〇 | 一九三 | 二〇 | 一、四三〇 |
| 強盜及窃盜 | 三、六三三 | 三、六三三 | 三、九一三 | 三、五三三 | 三、七三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 詐欺取財 | 三、七〇〇 | 三、八九九 | 三、八六六 | 三、六六六 | 三、四三三 | 三、二〇〇 | 三、〇〇〇 | 二、七三三 | 二、五〇〇 | 二、二六六 | 二、〇三三 | 一、八〇〇 | 二、四三三 |
| 委託借入金 | 三、四四四 | 二、二二二 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 盜取及詐欺に關する物件收受故買牙保等 | 二、三〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、三〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、一〇〇 |

今、又、罪名の重なるものに就き、其の月別の結果を見るに、私印私書偽造變造の罪は、其の數三月に於て、最、高、八月之に次ぎ、五月、十月に於て、極めて低し、放火罪は、一月、及、三月、最、高、四月、二月、十二月之に次ぎ、其の他の月は、著しき差なく、其の數常に低し、謀殺故殺罪は、四月に於て、最、高、五月之に次ぎ、三月、及、十一月に於て、最、低し、毆打致死創傷罪は、一月、最、高、九月之に次ぎ、六月、及、十月、又、之に次ぎ、最、低きは二月なり、賭博罪は、十一月に於て著しく昇り、漸次に昇りて、二月に至り、最高に達し、三月より、又、大に降りて、七月に至りて、終に最低に落つ、強盜、窃盜罪は、三月に於て、最、高、九月、十月之に次ぎて高、五月に於て、極めて低し、詐欺取財の罪は、八月に於て、最、

高く、十二月、及、五月之に次ぎて高く、四月に於て、最、低し、委託借金品費消、及、拐帯の罪は、一月に於て、最、高く、七月、八月、及、十一月之に次ぎ、五月に於て、最、低し、贓物に關する罪は、二月、三月、最、高く、八月、及、十一月之に次ぎ、五月、及、九月に於て、最、低し

斯の如き所以のもの、觀じ來たれば、季候の大に罪質に關聯するものあるを發見するに、難からざるべし、放、火犯の如きは、其の原因、痴情怨恨に出つるものありと雖も、大半は、強盜盜を爲すの方便に在るものなるが故に、寒冷の季候に當たり、強盜盜犯者の多き時に於て、其の數大に増加するを見る

謀故、殺犯者の、四月、五月に於て多きは、季候、漸、温暖に至り、人氣の發揚するに因るや明かなり、毆打、致死、及、創傷罪犯者の一月に、最、多きは、祝時にして、自、醉狂者の多きが故なるべく、又、其の九月に多きは、市中祭禮の時節にして、人氣の狂亂するに由るなり

賭博犯者の十一月、乃至、二月、三月に於て多きは、季候の寒冷にして、室内の遊興に適し、且、障戸密閉の便あるの時なるに因るなり

強盜、盜犯者の春秋に於て、最、多きは、遊興に適する季候なるが故なり

詐欺、取財犯者の、八月、及、十二月に於て、最、多きは、勘定期節にして、金調を要するの時なるに因るなり、委託、借金品費消、及、拐帯罪犯者の、一月に、最、多きは、祝時にして、自、遊興の情を起す者多きが故なるべく、又、其の七月に多きは、勘定期節なるに因るなり

贓物に關する罪は、強盜盜罪と相伴ふものなるが故に、其の犯者は、強盜盜の多き、即、二月、三月、及、十月、十一月に於て、大に増加するを見るなり

既に季候の犯罪に及ぼすの關係、以上の想像にして大差なしとせば、尙、進んで、犯人の職業、年齢、教育等の關係をも論究するは、亦、趣味ある穿鑿と謂ふべし、然れども、我邦、未、統計の學者からざるが故に、一々事實に徴して、論証すること能はざるは、予輩の、頗、遺憾とする所なり

若、夫、其の職業に就きて、之を見れば、重罪罪共に、割合に犯者の多きは、人力車挽、傭雇者、大工、船乘、活版印刷職、裁縫職、鍛冶職、魚商等なるが如し、是等の職業は、果して、犯者を出たすこと多きか否かは、現住人口の職業別に對して、其の割合を比例したるものに非ざれば、確言する能はずと雖も、要するに、犯人の數多きは、争ふべからざる事實ならん

年齢と犯人との關係は、現住英國監獄局長ケーン氏論究して趣味あり、左に一節を譯載して、讀者の瀏覽に供せん

年齢と犯罪との關係は、最、注意すべき價值あるものなり、左表は、千八百七十三年に於ける重罪四人の員數を、十五歳以上の人口と相對比したるものにして、其の割合の如何は、之に依りて、諒知するを得べし

| 年 齡 | 人口 百分比 | | 犯罪者 百分比 | |
|-------------|--------|-----|---------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 十五歳以上廿四歳迄 | 二九三 | 二八四 | 二七二 | 一五四 |
| 廿五歳以上三十四歳迄 | 三三九 | 三三二 | 三九七 | 四一七 |
| 三十五歳以上四十四歳迄 | 一七七 | 一七七 | 一九二 | 二三八 |
| 四十五歳以上五十四歳迄 | 一三九 | 一三七 | 八五 | 二二七 |
| 五十五歳以上六十五歳迄 | 九二 | 九三 | 三八 | 五三 |
| 六十五歳以上 | 七〇 | 七七 | 一六 | 一〇 |

兩々相對し來たれば、二十五歳以上三十四歳以下の犯人は、普通良民の人員に比し、其の割合大に超過するあるの証跡を得へし、故に、此の年代を名づけて、犯罪年代クリムナル・エイジと謂ふ、男性の犯罪年代は、女性に於けるよりも、遅く始まり、遅く終はるの傾向あり

此の觀察は、現今に於ける計表に依りても、尙、過らざるものにして、地方監獄に適用するも、亦、同一の割合、乃、二十歳より、三十歳迄の時期は、比較的、犯人多きの証明を得るなり

三十四歳以下の犯人に對して、著しき減少を來したる所以のもの何ぞ、各個人に於ける道義の感情、普通よりも遅く發達したるに依れるか、或はまた犯罪の冒險、激勵を離れ、安全なる生活を得んとするの希望に依れるか、何れにしても、此の種のもの大部分は、既に其の時期に達する前、犯罪に依りて禁錮せらるゝか、或は、又、監獄に附せらるべきが故に、少數なることは、蔽ふ可からざる事實ならむ、乃、四十歳の時期は、自己の身を支配するの感念、大に高まるに至るを以て、多少の數を減すべきも、亦、一方より顧みれば、社會に發露せざる罪の多きは、甚しく此の種の時期に發生するは、疑を容れざる所あり、斯の如く、漸次進みて、社會の良民に復歸するに至るなり、重罪ヘビー・クリム(大罪の意)を犯す者に就きて見るに、男囚は、女囚よりも、其の數多く、恰、九の一に對する如く、微罪に就きては、四と一との比例なりとす(刑罰論)

(未完)

● 治獄の改善を期せんことを要路者の監獄思想を

擴充し國法學者に治獄の要を學ばしむるを要す

臥牛樓生

改良の分子、構造の性質を帶ふる事業の、社會有衆に歡迎せらるゝことは、人類進化の一大原則にして、然も古來此の原則の如く、正確なる貫通的勢力を有するものはあらざるなり、故に事業にして、苟も此の勢力によりしものは、恰も順風に乘せし帆船の如く、悠々其の進行をなして、成効せしと、人として覺知せざるものならず、獨、怪む、監獄改良の事は、敢、破壊的の性を含むにもならず、又、敢、保守泥舊の質を有するにも非ずと雖も、社會進化の原則に悖戻し、蠢々として、更に進歩の現象を呈せざることを、即、監獄問題の地方議會に於ける、若しくは、帝國議會に於ける、將、又、新聞雜誌上に於ける、絶えて國民の余論を惹起せし跡あるを見ることなく、偶、其の世上に現出するや、朋黨は之を一時の政略問題として退け、世人、亦、是を雲煙過眼視して、更に省みるものあらざりき、嗟、胡爲ぞ治獄改良事業は、斯くも世人に冷遇せらるゝぞ、社會の機運、未、之を省するの位置に達せざるか、將、治獄の方法は、之を改良するの要あらざるか、文明の禮義に爛ひ、東洋の模範文明國を以て、自、任する大日本帝國の機運は、豈、治獄改良の域に達せずと云ふ事を得んや、監獄の不良は、犯罪を増し、邦家をして、自滅せしむるの素因を來たす、豈、又、是れか改良の要ならずとせんや、況、歐米の觀察家は、多くは監獄によりて社會の道徳をトし、邦國の品性を定めて、國際の材料となせり、されば、我邦の國民か、熱望せる對等條約の談判あるに當たりても、彼等は監獄の不良を以て、談判拒絶の一條件とせしにあらすや、我か邦人たるもの、豈、一日も其の改革を休止して可ならんや、然るに、這

般問題の、斯の如く、國民の同情を得るに難きは、國民か與りて力あるへしと雖も、抑、亦、政府の方針の及はざる所なきにあらざるか、今にして、此の施政の方針を革めずんば、幾多困難の末、獄費をして復治せしむるも、將、何の用をかなさん、又、設令、議院をして、獄費復活に同情を表せしむるも、其の更良に同意せしむるとなくんば、吾人の希望に、満足を與ふるの期なからん、願ふに、吾曹か從來治獄改善の爲め、不可欠の事項と信せし、監獄費復活事件は、治獄改良の爲め、必しも唯一の導火線たる能はざるは、吾人高島氏の易斷を假らずして豫言するを憚らざるなり、宜なるかな、監獄費復活の要、專、國民の頭腦に普及せざるに先たち、其の所説已に陳腐に歸し、將に漸滅せんとする、可憐の逆境に陥りたるよ、其の所説の陳腐に歸し、漸滅せんとするは、吾人、猶、之を忍ぶへしと雖も、爲めに吾人か事業の前途に、大障害を與へ、諸般改良事業をして、悉、遂巡躊躇の渦中に陥り、容易に挽回すると能はざるに至らしめたるは、憤慨痛哭せざらんと欲するも、能はざる所なり、然りと雖も、蹉蹶の爲めに、其の志を撓り、事を未條件(獄費復活)に托するか如きは、血性男兒のなすへからざるの事にして、固に國家的事業の精神に反れるものなり、故に、我か當局者、及、先覺の士は、千思万考し、一大果斷を以て、他に根底的改革の條緒を求めざるへからず、根底的革進の條緒とは何ぞ、曰はく當局者、及、先覺の士か、從來抱負せる監獄思想を膨脹し、以て普く内外の國民に、知得せしむる事はなり

顧みるに、從來當局者の、監獄思想は、徒に其の内部にのみ、踴躍し、毫も外部に開發するを勉めず、是を以て、已往萬國監獄會議に對しては、更に監獄思想に乏しき委員を派したるとあり、又、監獄費問題を、帝國議會に登すに當たりては、從前監獄思想を、議員等の腦中に侵潤せざりしを知りて、監獄の巡回を促し、若しくは進みて之を調査せし議員なきにしもあらざりき、若、夫、當局者にして、數年以來、其の思想を外部に開發するを勉めば、決して斯の如きとあらざらん、般蹉蹶からず、今にして、内部にのみ、狹縮せる監獄思想を、擴張するに勉めずんば、設令、如何なる手段によりて、監獄費國庫支辨案を、議院に提出するも、議員は、決して之を通過せしめざるべく、又、如何に獄制をして、完備ならしむるも、日本の文化を世界に告知するに由なからんのみ

今や我か賢明なる當局者は、茲に痛感する所あり、漸、其の對外的思想を動かし、監獄家としては、申分なき小河滋次郎氏を、委員に撰舉し、日本帝國を代表して、佛國巴里に開會する第五回萬國監獄會議に派遣するに至れりと雖も、翻りて内部を省みれば、又、或は固に憚然たらざるを得ざる事なきにあらざらず、即、監獄行政の樞機をして、政務中最繁最劇なる警保局の一部たらしむるのみならず、判任官をして、是か課長たらしむるか如き、若しくは、法科大學の科目に、監獄科を設けて、國法學者に、監獄行政の思想を抱持せしむるに勉めざるか如きものあるにあらざらず、夫、政令をして實施せしめんとせば、上下の順序を確立し、官紀を正して、官職の威嚴を保持し、下僚に卓絶したるものをして、之を指揮せしむるなくんば能はざるなり、然るに、監獄行政刻下の状態を見れば、其の上には大臣局長の、監督の權を帯ひ、下には、判任官たる監獄課長、管理の任に在りて、監獄の有司を指揮監督することをなせり、夫、監獄課をして、獨立せしめ、乃至は、監獄課長の位置を高くするは、或は事情の之を許さるるに窮するとあるへしと雖も、當局者にして、少しく思を茲に致さば、優にか實行を期すへきなり、法科大學の科目に、監獄學の科を加ふること、或は講師、其の人を得るに困するなるべしと雖も、若、夫、斯學に通曉せる小河滋次郎氏の歸朝を待ちて、是か講坐の任に當たらしめば、監獄の行政思想を、國法學者の頭腦に扶植して、出藍の士を養ひ、他日國民等か、監獄的思想を教誨する主動者たらしむること、又、難事にあらざるべし

願ふに、監獄學は、特別の科學にして、又、特別の技能に屬す、法理に通ずるもの、必しも監獄學者たる能はず、行政に手練したるもの、又、必しも良司獄官たる能はず、従ひて這般の學士を得ると、亦、容易の業にあらず、故に、歐洲開明諸國の法科大學にては、其の事業の進歩せるに關せず、是か科學を設けて、人材の養成に汲々たり、況、如今、未、幼稚の域にある我邦監獄社會にては、人材養成の要、亦、歐米の比にあらし察するに、我か邦當局者の慧敏なる、夙に茲に見るあり、曾、獄務顧問官として、監獄學士、フオンゼーバツハ氏を、遠く普國より招きしとありしも、唯、實務官の薰陶教育に意を用ひ、未、大學の講坐に登らしむるの舉を見るに至らずして、其の逝去に接し、又、如何ともするに由なしと雖も、唯、思想の擴充は、此の般將に漸滅せんとする監獄改善事業を蘇生せしめ、其の進歩發達を越すこと、百年の長計なれば、苟も斯業の進歩を企圖するもの、依違逡巡するを止め、決然斷行する所なかるべからざるなり

●故下間鳳城師

冷々たる佛教徒に在りて、熱心なること君の如く、監獄教誨に全身を捧げ、精勵なること、十年一日、孜孜として、渝らざることを、君が如きは、蓋、教徒中、稀に見る所ならむ、平和の戰爭に在りては、社會の抗敵と闘ひ、一朝事あるに及んでは、身を法教に投じて、征南の役に上り、虎毒瘴厲の中を馳驅して顧みず、嗚呼、君、今、死すも雖も、亦、餘榮ありと謂ふべし、生前の略歴逸事等は、吾人之を傳唱するの義務を有す、會員諸氏、希くは之を寄せ、氏の爲めに、一片の同情を表せよ

◎監獄協會第六回常集會議事速記

(前号の續)

(石澤謹吾君會長席に著く)
○會長 夫では、是より常集會を開きます、唯今二三の問題が出て居りますが、第一に、栃木縣典獄甲斐君からして、御差出しの問題から讀して參らうと存します、一寸之を讀みます、「刑事被告人司獄官吏の命令に從はず、監獄の秩序を紊乱する者に對して、離隔したる別監に移す等の外、適宜檢束する方法ありや如何」どうぞ、談話休で、御意見を述べへになるやうに致したうございます

●刑事被告人司獄官吏の命令に從はず
監獄の秩序を紊乱する者に對して離隔したる別監に移す等の外適宜檢束する方法ありや如何

○甲斐君 此の事は、今更、持出すのは、餘程被れた話でありまして、監獄則の改正以來、刑事被告人制裁の無くなつたといふとは、随分、監獄で、一困難を生じて居つて、改正の始めより、何分の御議論もあつたやうに、私は考へて居る、併、之には、一切制裁のなき爲めに、私は大に不便を感じ、或は監獄の秩序を紊すことには、ウイソ出會はなかつた、所が私共、昨年の臨時總擧舉の際に、政黨上に競争が、生じて、夫が爲めに、一時、壯士の聲が、百四十五人はかり、入監して、其の時に、中々、微慢無禮極まる者がありまして、まるで、秩序を紊さる、といふ様な有様でござりました、けれども、其の時分は、一應呼出しまして、懇々私

が説論しましたらば、遂に其に服して、一時は温雅しましたが、忽、演つて仕舞ひました、其の時分に來て、一寸入監しました者が、處々を政黨の爲めに運動して歩行いたといふ者が、殿打創傷で、やつて來まして、其の乱暴といふものは、實に甚しい、第一に、看守長を始として、看守は無論、馬鹿、泥坊といふやうな言ひ方をして、餘程、私も懇々説論しましたが、自分は、日本第一の豪傑、星亨の言ふことでも聞かぬ者である、況、典獄如きの説論には、固より、服従しないといふやうな、暴言を吐き、夫れで離隔した別房に留置されましたらば、其の處で、顔に大聲を掲げて、監獄の眼限し時計であるといふやうな事を言つて、顔に大聲を叩き、之を取鎮める方法、無くて困つた、昨日も、裁判所の所長が、監監しました時にも、顔に、暴言を吐いて、所長も實に驚くといふ様な有様でござります、所が、離隔した房でありますけれども、さう大聲を立てる者がありますと、自然他の監房に至るまで、靜肅を齎して來るといふ有様で今日、私は其の統御に苦んで居るのでござります、所が、久しく前の、本會の経緯でありましたか、學會雜誌の方であつたが、決して制裁がないといつて、刑事被告人に寫すことはいないといふ、論があつたやうでござります、今、記して居りますのは、既に夫を戒むるか、或は、通信を差止むる、又は、飲食物の購入を差止むるか、而會を差止むるといふことは、一向差支ないといふやうなことがあつたやうに考へます、併ながら、是以て、私の考では、監獄則に規定してあつて、夫を差止むるといふことは、或は書信すら宜しくない處があつて、詰り裁判官に過すまでもなく、忽、典獄會議で、差止めて宜しいと、認むる弊

があるか、又は面會等に至つては、偷覓、疑はしい處があれば、無論のみことであるが、其處らふことになくして、差止むるといふことは、或は規則に違背する處ではないかと思ふ、畢竟、其の雜語にあつたのは、小河君の講義の方より、引行して論を起したのではないかと思ふ、愈右の雜語に載りました處を以て、差止むることが出来れば、外に制裁の任方は、無からうと思ひますが、聊、疑惑を抱いて居りますから、どうか、充分御討論の上、御考察を指示下さい、頂上有難うございます

○木名瀬君 一寸伺ひます、今の問題の總旨は、一旦秩序を亂しした奴が、幾ら説諭を致しても、到底應じない、飽くまで暴言を吐き、又、監獄吏を侮辱するといふ様な行為に對する者でありますか。

○甲斐君 随分彼の吐く所は、刑法第四百一十一條にも當たる程の言語がある、随分先發して効力があると思ひますが、去りながら、矢張り、二罪併發に關するもので、官吏の面前で罵言したとかいふ様なみこと、其の者の犯した本罪に比して見ると、幾分か輕いので、到底告發しても効力がないといふことを、其の者が、矢張り、知切つて、亂暴を働く等のみことをすれば、夫は、随分一時の取締法もあると思ひますが、唯、口で罵言する、或は大聲を出して、叫ぶといふやうなみことばかり、外に亂暴といふものはなし

○木名瀬君 どうも、今の制裁のことに付いては、私も實際やつたことでもありませんが、どうも、唯、非常なる、口暴れをして、自分は未來の總理大臣である、此の未來の總理大臣たるべき希望のある者に向つて、司獄官吏知事が、何を言ふぞ、吾語道斷の暴れ者に會つたことともありましたが、併、私の考であるならば、別に権力の方といふことになつては、監獄規則以外のことに當たらなければ、往くまいと思ひますが、到底、眞言で聞かして、少しも其の罪が承知するに及ばず、詰り、對

○福澤君 私は、東京監獄監の福澤でございますが、唯今、甲斐さんの話で、刑事被告人の制裁が、規定されて居らぬから、是の處分方に困まることとござりますが、新監獄規則の由來を見ますのに、之を發布せらるゝに當たりまして、舊監獄規則を廢して、新に、監獄規則を拵へるといふことでは無かつた、總、法律の改正に付いて、解釋を下しますのに、前の法律を廢し、新しい法律を發布するに當つて、今度、新に發布したに付いては、以前の法律は、無効になるといふことを言つてあります、此の新監獄規則の由來に就いて見ますと、まるで直に舊監獄規則を廢するといふふことはなかつたです、するを、改正せられた點は、總、新しい監獄規則に依らぬけれども、未、改正せられぬ點は、懲治人に關する規則、或は、刑事被告人に關する規則などは、總、舊監獄規則に依つて、宜しからうと思ひます、であるからして、刑事被告人の處分方は、總、舊監獄規則、即、從來の取締方に依つて、處分して宜しからうと思ふ、其し、舊監獄規則に依つて、處分することは出来ないと、斯うした所が、監獄を管理して居る所の地方長官、即、典獄の上に立つて居る所の、地方長官は、法律の委託に依りまして、警察權を委託されて居ります、であるからして、監獄内に限らず、總、晴天白日の良民でさへ、其の自由を制限して、社會の秩序を保つ丈の權力を持つて居るのです、であるからして、監獄に繋かれて居る所の、良民より一歩下つたる、刑事被告人に對しましては、其の從來持つて居る所の、警察權に依つて、夫を處分して、毫も差支へなからうと思ひます、夫れ丈ぢや……………

○甲斐君 一應、皆様の御説明に依りまして、私の疑點を幾分か晴しました、福澤君の唯今話の、舊監獄規則の制裁に依るといふ論は、どうであらうかと思ひます、是は、甚、疑はしく考へます、畢竟、監獄規則といふものを、改正せられて、以前の監獄規則には、刑事被告人に制

狂同様の、言語の上であらうとも、處分を爲すといふ實際に向つては、尋常の人を以て、取締るといふことは、到底むづかしいだらうと思ふ、既にその舉動に因つて、當たり前の人間でないといふの認めが付いた以上は、相當の夫れに對する、隨機處置を爲し得られぬといふことはあるまいと思ふ、或は書信、其の他、買物の上であらうが、特に全體の被告人に許すべきものを、差止むる、或は、特に其の者に向つて、嚴重なる、即、戒護法、嚴重なる戒護法といへば、或は検査法を嚴密にするか、其の他、事々物々、詰り嚴詰にやるといふことになる、其の者の舉動に向かつてやる所の取締法であるならば、犯刑の結果として、懲罰といふ方の側を以てするにあらうして、取締の方を以てやることあらば、一般の戒護法より、特別なるこの場合に依つては、取締る法を施しても、別段、是は監獄規則の禁する所ではあるまいといふ私の考でございます

○岡部君 どうか、御發言の御方の御姓名を承つて置きたい、參考にもなりますから、總、發言をなさる人の姓名、又は署名、御姓名次、承つて置きたいものでございます

○會長 唯今埼玉縣の岡部君から、御發言の方方は、姓名、並に、御姓名を其の始めに申立てになるやうにしたいといふことで、至極、御尤のことで、銘々承つたんですが、ごなたか、此の中に、相互に分らぬといふ感情は、感、ありませうから、左様に皆様、お心得になるやうに、致したうでございます

○岡部君 續いて、埼玉縣岡部でございますが、唯今、御發言の方の御姓名を、承つて置きたうでございます

○木名瀬君 私は、東京に居ります、木名瀬禮助と申します、鐵を興へあつたのが、二十二年の改正に當つて、例にも拘らず、詰り、詰つたものである、夫を以前の監獄規則で引出して、今日通用して往くといふことは、或はどういふことであらうかと考へます、又、木名瀬君のそれの、書信なり、或は食物の購求、又は、面會なりを、拒絕すべきからうといふ話でありましたが、其の拒絕といふことには、拒絕すべき理由がなければならぬ、本人が、愈、發狂人といふことになつて來れば、醫師の診察に依つて、精神の錯亂した者であるといふことであれば、食物を禁すること出来、又、通信等も、精神の錯亂した者であれば、差止むるべき出来、又、面會を禁しても、狂人に向かつて話をしてはならぬから、夫を許さないといふこと出来、醫師が診察時に、暴言を吐く位の者では、精神錯亂とまでは認めない、唯、言を大にし、人を罵言するといふにと止まるので、随分亂暴の者に至つては、精神が錯亂しないでも、官吏に向かつて、罵言するとか、侮辱するとかいふことは、澤山ございます、私の考では、夫を押立て、止めやうとすれば、即、正當の手續を以て、刑事訴訟法の第四百一十一條に依つて、告發するといふより外に、道はあるまいやうに考へます、去りながら、是は、先刻申す通り、告發しても無効のものである、唯、私の苦しむ所は、今日の監獄規則に依つては、制裁に當てやうといふものが、他にないといふ考でござりますが、尙、諸君の御考察を伺つて、若、規則に抵触せずして、斯ういふ仕方ならば、決して、其の者が、社會に出て、論しても、批難を受ける廉はないといふ方法があるならば、伺ひたいといふので、此の問題を提出したのでございます、どうか、今、一應御考察を承はりたくございます

○會長 此の問題は、刑事被告人を取扱ひになる所の地方獄にては、既に其の制裁のないのを、不充分に考へになるだらうかと考へて居

ります、幸に、御提出になつたのでございますから、此の事に付いては、是まで度々斯様な會には話の出ることでござりますが、是と申してどうも極つた定説がないのであります、どうでございませう、監獄課の方方に、ちよつと御相談をしますが、諸方で此の扱上に困るさいふので、内務省に向かつて、伺ひでなくとも、局長に問合はせざるか、何ぞさいふござ、問合せざらぬか。

○坪井君 問合せさいふござありませぬか、随分建議などが澤山あります、舊監獄則で之を止められれば、實に困る、夫で、府縣の聯合會あたりから建議してからに、どうか、夫の改まるやうにさいふござもありませんが、何分今の所では、何にしても、法律の効力を有する勅令で、決めてあるのですから、夫を、俄に左右するさいふござはむづかしい、問より、各縣で、刑事被告人の待遇に困難するさいふござは、充分推察して居る所でありませぬ。

○會長 随分困りなるだらうと、私共も常に思つて居ります、

○本名瀧君 唯、善信でも、何でも、獄則の結果として、差止めるといふのは、固よりいかぬ話ですけれども、實際に、夫をやつて往く、所謂手心に於て、さいふ舉動の者に向かつては、私は決して、其のやり方に窮する程のことは、さうあるまいと思つて居ります、先、幾ら言つて聞かしても、何しても分かつらぬやうは、夫れは固より醫師の診断では、未、精神錯乱したものと斷定する程のことは、往くまいけれども、懇動に、實際現はれて居る所に依つては、當つたり前の人間と、到底見ることの出来ぬ場合、往々あることでありますからして、さいふ者に向かつては、殊更罰として仕向けなくとも、自分が、畢竟つまるる暴言を吐き、暴れを爲した、是は自業自得で、斯ういふ取締法を施されるさいふ感念を抱かざるさいふ方法は、別に、苛酷といふ處置を以てせずと

發すべきもので、又、捕縛するものが、當然であらうと思ふ、是は、今、本名瀧君の言はるゝ所の趣意に基づいて、私は、其の点に付きましては、同感であるものです、要するに、表面上之を論ずれば、制裁は、別にない、斯う私は考へます

○坪井君 詰り監獄則の改正が、必要といふも、其の邊から起つたのでございませう

○會長 どうしても、制裁がなければ、仕方があるまいと思ひます

○甲斐君 詰り、處刑が決した時には、本人に分かるですが、其の間無理なことを、聊でもする、直に社會に出て訴へる

○高山君 私の方では、別監に移しますと、却つて大變種ゆるので

○會長 別監を窮乏な、餘程苦しむやうな別監を拵へて置くが宜しい、夫れより外に、道はあるまいと思ひます

○甲斐君 飯を持つて往くと、冷めて居るから、喰はれぬの、地方税で以て喰はせるのに、斯ういふ物を喰はせるさいふのは、どうかさいふ極な、實に仕方がありません、此の間も、喰はれぬさいふから、喰はせるなと言つて、取上げたことがありません

○高山君 規則に觸れぬ範圍で、彼に不利益を與ふるの、宜しからうと思ひます

○甲斐君 此の間、餘り法外のことを言ふから、呼出して、立たして置いた、さうすると、何の爲めに呼出したかといつて、理窟を言ふ、夫から、看守長が出て、殿言つた所が、地方税で、囚徒を養ふのに、冷飯を喰はせるのは、どういふ譯かさいふやうなことで

○會長 どうですか、此の問題に付いて、御論がございますなら、充分にどう、

も、やられぬさいふはあるまいと思ふ、併、全体、刑事被告人に對して、制裁といふものがないからして、極く苦しい話であるけれども、此の問題の様な場合には、既に、刑法にも觸れるさいふ程の舉動の者に向かつては、決してやり方のないことではあるまいと思ふ、併、此の問題では、敢々承つて見れば、既に、刑法にも觸れる行爲であるさいふ、ことであるならば、若、果して刑法に觸れることならば、假令、刑罰は輕きに従つて決するもので、到底其の効がないとしたもの、之を告發したならば、彼に向かつては、一罪を以て、處刑を受けるのが、數罪の處刑を受けるさいふので、懲戒にもなるし、又、若、其の本罪が、無罪に歸するとも、即、刑事被告人であるから、既に、刑法に觸るる丈の、誹毀謗説といふ行爲に向かつて、告發したならば、監獄則で罰するよりも、尙、一層、懲戒にもなるだらうと思ふ、私は思つて居ります

○高山君 此の問題に付きましては、私は出題者の、甲斐典獄の御意見と同意でござりますが、表面上、之を論ずると、制裁はないといふことになると思ふ、併、所謂取扱上の手心の上で、例へば、亂暴でもして、或は同監者にまで、危害を及ぼすさいふ様な場合には、假にあつたとしても、随分、其の場合には、或はかんして引出して置くのか、若しくは、訊問所に、暫く留置くさいふやうにして、自、此の如き所爲をしては、随分困難を感ずるといふ位、法律に觸れない丈の範圍に於て、罪に不利益を與ふるさいふは、毒も支へぬだらうと思ふ、併、要するに、之を表面上から論じては、到底、制裁があるさいふことは、言はれまいと思ふ、又、善信若しくは、接見等を禁ずるといふのは、是は表面上論じては、極でなからうと思ふ、是は、其の接見を禁じ、又は、善信を禁ずるといふ理由にはなるまいと思ふ、是は、監獄則の解釋上から、私はさう思ふ、又、若、刑法に觸れる處があつた時は、勿論是は、論

○細澤君 地方長官は、眞民にさへ、幾分か制裁を加ふる權がある、まして、監獄の中に居る人間に對して、制裁を加ふる權は、充分にあるだらうと思ふ

○會長 監獄内の處分をする權は、あるだらうと思ひますが、警察廳を、監獄にまで、及ぼすさいふことは出来ない、又、前の監獄則を以て來て、處分することはいけまいと思ひます

○柿木原君 今、諸君の説の如く、之を處分する道はないと思ふ、典獄は監獄内に權能が及ぶから、夫を以て處分する外に仕方がない、即、高山君の説の如く、本人に及ぶ丈、不利益を與ふるより、仕方がないと思ひます

○會長 どうも、此の事は、別に斯うと議定する道はないと思ひますから、夫れでは、是は研究しただけに止めて置きます

雜 録

●女監取締及押丁の俸給支給方

(月額を日割にして給すへし)

女監取締、及、押丁の俸給は、明治廿七年内務省訓令第
一號を以て、規定せられ、本年度、乃、四月一日より、
實施せらるゝものなりしが、右訓令文に依るとらば、
女監取締の俸給は、四圓以上、十五圓以下、押丁の
俸給は、四圓以上、八圓以下とし、總、日給とす

とありて、或は、四圓以上、十五圓以下の範圍内に於て、月給の額を定めて、辭令を渡すものなるか、若しくは、月額何圓との辭令を渡し置き、日割にて、計算するものかとの兩説ありしか、此の程、警視廳よりの伺出に對し、指令なりたる所を聞けば、月額何圓と定め置き、病氣等の爲め、支給せざる日數は、其の月の日割額に依り、扣除することとなりたるよし

●萬國監獄會議の開設期

(開會期日の通知)

萬國監獄會議は、六月中に、開くことにて、其の期日は、決定なかりしか、今般佛國駐劄曾根公使の手を経て、來たる六月三十日の日曜日を以て、開會すべき旨、通報ありたるよし、其の會期は、一週間どの事なれば、七月七日には、閉會となるべしと云ふ

●同會への参考として小河氏へ

寄贈せられたる物品

(監獄の圖、及、寫眞等多し)

本邦監獄の實況を、廣く歐米諸國の實務家に知らしめんと旨趣にて、小河氏より、特に、各府縣典獄へ依頼せられる監獄圖等は、東京集治監、警視廳監獄署を初めとし、續々送付せられたる趣なるか、多くは、同同盟よりは、本月二十日前後に、北海道訓路分監へ、囚徒二百五十名移送の序あるを以て、其の中へ加へ、押送せしむることに決定せしよしなり

●小監獄の廢止

(愛知縣外二縣)

一昨年地方官、官制改正の際、區裁判所々在地の小監獄は、多く廢止せられたりしか、其の際に於て、或事情の爲め、未廢止すること能はざりしものもありしか、廿七年度限り、廢止となりしは、愛知縣の豊橋、一の宮、兩監獄支署、山梨縣谷村監獄支署、山口縣萩監獄支署等なり、是等は、孰も、拘禁囚人は、甚、僅少にして、又、刑事被告人も、極めて多からず、故に、廢止の上は、確定したる囚人は、最近の監獄へ押送し、刑事被告人は、警察署構内の留置場に拘禁することとなり、元來、小監獄の刑罰執行に適せず、又、經濟に利あらざるは、已に世人の確認する所なれば、各府縣ども、成るべく、此の旨趣を服膺せられたるものなり

●大監獄の分割

(將來の爲めに望む)

二三十人以上の在監人を拘禁する小監獄を、漸次廢止

氏出發迄に間に合はすして、内務省に取纏め、此の頃送致せられたるよし、其の中には、監房の寫眞、囚徒坐作の寫眞、製作品の寫眞等、最、多しと云ふ、殊に製作品の寫眞は、美術品のみ多くして、本邦監獄に、多數を占むる製作品の参考となるべきもの少なきは、遺憾とする所なり、既に、此の前、魯國に開きたる會議の節も、美術監獄の名を得たりとの事なれば、其の邊には、已に注意ありたること、思ひしに、圖らざりき、前轍を踏みたるは、今に悔ゆるも及ばずと、或る人は語られき、如何に美術心に富む國柄なりとは云へ、外邦人に見せしむるものは、一も二もなく、美術に限ると考へ、終には、監獄作業の体面を、傷ふ譏りを招くか如きことは、斯道の爲め、大に戒心せざるを得ず

●兇漢小山豊太郎

(宮城集治監に収監せらる)

一時の狂熱に依りて、一大珍事を惹起したる、兇漢小山豊太郎は、謀殺未遂罪にて、遂に無期徒刑に處せられたりしが、斯の如き兇漢は、之か檢束を保障する爲め、速に島地の集治監に移送するを必要とし、裁判確定後、直に、山口縣監獄署より、傳遞押送にて、過く十二日、宮城集治監に収監せられたりと云ふ、而して、

すると同時に千人以上の在監人を拘禁する大監獄は、之を分割するの必要あり、抑、小監獄の行刑に適せざると同しく、大監獄も、亦行刑の實質を盡くす能はざるものあり、否、此の點に於て、却りて、小監獄に比し、其の害多しとす、行狀視察、教誨の普及、役業の適否等、感化、及、檢束に關する、總てのこと、實に之を確實に施行すること能はず、特に、警視廳、并に大坂、兵庫、等の如く、二千人以上を拘禁する監獄に在りては、如何に典獄萬能の妙技を有すと雖も、適正の行刑を期すること難し、故に、將來好機の投來するあらば、千人以上の監獄を設くることなからしめ、又、現存するものも、漸次分割する方法あらんことを希望す、聞く愛知縣にては、今般新築に際し、拘留監は、分離するの計畫なりと云、果して、然らば、余輩は、大に之を贊す、然れども、亦、分離したる上に於て、檢束その他、凡ての事務を、一に看守長位に放棄するか如きことは、今より慎まざるを得ず、其の大監獄を分離するときは、之に對する吏員の設備、監督の方法等は、十分なる規定を設けられんことを望む

●警察署留置人の費用區分

(夙具の損料に就きて)

警察署留置場に拘禁せし刑事被告人と、合状なき一時の留置人とに對する費用の區分は、已に、一定の通牒ありて、敢、疑を挟むことなきも、爰に警察分署等、稀れに被告人を拘禁する所にして、臥具の設備少なき場合、若しくは、一時多數の拘禁者ありて、臥具の不足を來たしたる場合に當たりて、損料借りを爲したるとき、其の損料の出所に付き、區分する必要あり、抑、警察署内の留置場に、監獄費を以て、常置器具、臥具等の備付けを爲すは、刑事被告人を拘禁する場合多きを以て、稀れに拘禁する合状なき留置人には、之を供用せしめ、別に、費用の區分を要せず、又、費用の區分は、到底成し難きか爲めに、外ならず、故に、若、損料借りにて、貸與したるときは、其の區分明瞭にして、是迄も、監獄費を以て、支拂ふべきものに非ざるは明かなり、依りて、今般、佐賀縣の問合に對し、右等の場合は、之を區分し、一時の留置人に貸與したるときは、警察費より、支辨すべき旨、回答せられたりと聞く、左もあるべき事にこそ

●本會より萬會監獄會議へ提出せる書類は就きて

(讀者諸君の參考のために)

菊の彩色、模様ある雑珍織を用ひ、紅白の蛇腹糸を以て之を綴り、本邦古代の製式とし、又、沿革史、監獄則等の菊蕨版摺、及、囚徒動作圖を、石版摺と爲し

佛國監獄協會副會長アルペール、ラビニール氏

英國ホワルド協會書記ウイリヤム、タラツク氏

普國モワビート分房監獄典獄博士クローチ氏

同國司獄官協會會長博士エツケル氏

同國北西監獄協會會長(姓名不詳)

伊國萬國幼年保護會々長アドルフ、スカンテール氏

米國合衆國國立監獄協會書記ウイリヤム、ラウンド

氏

ルウマニヤ國トフロベート監獄典獄タランゼスカ氏

等の諸氏へ、大日本監獄協會の名を以て、石澤謹吾氏より配送し、尙、數冊は、小河滋次郎氏に托して、各國の重立ちたる人々へ、配與方を依頼せり

●右書類の贈呈は就きて

(各送金者に送付する能はざるは遺憾とする所なり)

前項に述べし沿革史、其の他の書類は、各地送金者へは、一部宛贈呈する見込なりしも、寄送者の數、實に無量數千名の多きに達し、其の費用は、到底、募集金額

第五回萬國監獄會議へは、本會より、特に委員を派遣せんとする計畫ありしも、之に要する費用は、少なくも、三千圓に降らずして、到底本會の支辨し得ざる所なるを以て、之を中止し、更に、該會の參考となるべき本邦刑獄沿革史を編纂し、且、之に副ふるに、現行監獄則、及、全施行細則と、囚人の動作を畫きたる圖、及、監房構造圖とを以てせり、是、畢竟、我國古今の刑獄沿革を、廣く歐米に紹介し、併て、現時監獄の實況を示さんとしたるに外ならず、而して、沿革史の編著、及、現行規則の譯述は、本會の役員各自に、其の勞を分かち、邦文は、深井鑑一郎氏編著し、小原重哉氏之を校閲し、現行諸規則は、武田英一氏、沿革史は、加地鈔太郎氏、各、之を佛文に譯述し、佛國公使館サラザン氏之を校閲し、其の寫字は、皇太子殿下の佛語御教授掛小出有秀氏、之に任せり、又、監房構造圖、及、囚徒動作圖は、佐野尙氏擔任し、東京集治監囚徒をして摸寫せしめたりしか、頃日、遂に成功したるを以て、萬國會議評定會副會長テラヒール、ルーセル氏へ宛、刑獄沿革史、及、監獄則、同施行細則、并に、囚徒の肉筆に係る囚徒動作の圖面、各、貳部を送付したり、(其の製本は、最、美麗にして、表紙は、

の支ふべきにあらざれば、遺憾ながら、各自に贈呈すること能はずして、各監獄署、及、監獄支署へ、一部宛送付し置けり、送金者諸君、請ふ、之を諒せられよ

●東京三池兩集治監の憲兵引揚

(占領地派出の爲めか)

連戰連勝の結果として、我領土の膨大せしより、戦後の取締に必要なか爲め、昨年來、各地屯駐の憲兵にして、引揚げとなりしもの、甚多し、東京集治監、及、三池集治監に、從來派遣しありし憲兵も、之と同じく己に引揚げられしと云へり、余輩は、戦争終局の上、再、設立せられんことを希望するものなり、又、管に、此の兩集治監のみならず、宮城集治監には、雄勝ヶ濱の如き、外縁もある故、同地へも同様、派遣せられたるものにこそ

●控訴人にして別房留置となりしもの費用

(參考の爲め)

控訴四人にして、監視に付せられたるもの、引取人なく、別房へ留置せられたるときは、費用は、控訴人同様、一人一日金二十錢を原裁判所々在地の監獄費より、償還せしめり、収入の工錢と、其の監獄署へ送付するか如

く、解釋する向もあるよしなるか、元來、別房留置人は、衣食費は、本人の工錢を以て、支辨せしむべき筈なるを以て、其の工錢すら、衣食費を扣除し、若、殘餘あらば、之を本人に給與し、其の方、控訴人に於けるか如く、一日金二十錢の内より、衣食費として、償ひ得たる金額を扣除して、其の殘額を、原地方監獄費より支辨すべきものなり、而して、又、原地方にては、其の費目は、控訴人諸費の目より、支出すべきものなりと聞きぬ

●再監獄醫及教誨師の會同に就きて

(遂に其の筋の注意を受くるに至らん)
是迄は、醫師、及、教誨師の會同は、各典獄の協議に依り、時を撰ばず、場所を定めず、適宜に會同し來たりたるを以て、或は一地方最寄の會同を爲し、或は、廣く全國に勧誘し、會同せしむるのみならず、已に、過日來、京都にて、全國醫師の召集を爲したる趣なりしか、今、又、福岡縣にて、醫師の會合、埼玉縣にて、教誨師の會合、又、京都にて、教誨師を會合せしむる計畫にて、夫々準備せらるゝよしなりしか、予輩も、前號に記載したるか如く、餘に頻繁に失し、時節節、

(佐賀縣の美譽英斷)

女監取締の服制なきより、各地區々に涉り、不紀律極まるは、吾人の、大に遺憾とする所にして、是迄各地とも、一定の服を給與せらるゝ所ありしを聞かず、然るに、今般佐賀縣にては、縣會の決議を経、被布袴等を、給與することとなり、雛形を添へ、認可を受けられしと云へり、是、即、女監取締被服制定の嚆矢にして、實に嘉すべき美譽なりとす、女監取締の被服費位は、甚、少額の金員あれば、監獄經濟の上にては、少しの手加減にて、他を節儉することも得べければ、各府縣にても、他費目を節約しても、此の必要的給與に、力を盡くされんことを、望みて止まず

●監獄の建築

(姫路監獄支署の新築)

監獄建築の、近年積々として起てるは、斯道の爲め、誠に慶賀すべきことにして、神奈川縣、愛知縣、奈良縣は、目下起工中のよしなるか、今、又、兵庫縣姫路監獄支署も、七方三千有余圓の建築費を、縣會にて決議し、來年度より起工し、千人を入るるの豫定なる由なり、同支署は、全國中東京を除きては、他に比類なき大支署にして、常に在監人の六七百名を拘禁し、石川、青森等の

却りて、世評を招致するの懸念あることを述べしが、主務者にては、是迄の如く、一に典獄の協議にのみ任放委し置くべきにあらざるの説もありしかに聞きぬ、夫か、あらぬか、福島縣の醫師會合は、一時見合となりたる趣なり、醫師、教誨師の協議會は、事宜に依り、固より、必要なるべしと雖も、各府縣とも、經費には、豫算のありて、妄に、旅費の支出も出來得べからざるを以て、必要の問題あるときに限らるゝ方よろしからん、殊に、醫師に在りては、本年は、各地流行病發生の兆ありて、何時何れの地より、蔓延するも計られず、各監衛生、及、豫防事務に、盡瘁せざるを得べからざる時に際し、少數の醫師を、遠く他府縣へ出張せしむるか如きは、大に注意を要すべきことなり、而して、各典獄協議の上、醫師教誨師を出張せしむるは、其の權内に屬し、別に符制を受くることなしとは云ふもの、廣く全國に通し、會合せしむる如き、大事業は、豫、其の筋の意見を聞かせての後とするを穩當とす、必要の事業も、餘に頻繁に流れ、物好きに集會するか如き感ありては、却りて、他日に於ける符束を受くるに至るべし、當局者、宜しく注意ありて可なり

●女監取締の被服

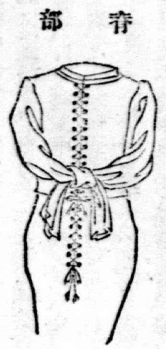
本署より一遙に、大なる監獄なれば、諸般の設備も、亦是に譲らざるべし、然るに、之を七萬三千余圓の金額にて、竣功せんとするは、當局者の手腕、眞に敬服に堪へず、監獄の建築は、百年の大計を今日に定むるものなれば、將來に於ける行刑の發達に伴ひ、拘禁制度の變遷に逢ふも、聊も、支障なきの設計あらんことを、神奈川、愛知、奈良、兵庫等の典獄諸君に希ふ

●壓胴衣

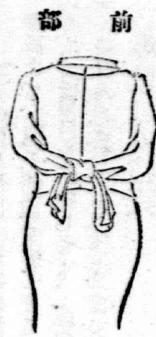
(瑞西國の戒具)

窄衣、懲桶、等の戒具は、已に本邦實務家の知悉せられしものにして、殊に、窄衣は、各監とも、實施せらるる所多きが如し、然るに、窄衣は、不完全なる點、少なからざるの感を生じ、常に適切なるものを求めんとすを期せしが、今般佛國協會雜誌の報する所に依れば、VESTIE Enchainement. とて、窄衣に類するものあり、今、本會にて、之を模造折衷し、左圖の如く調製せり、固より、懲罰具に非ざるを以て、苦痛せしむること少なきも、一時の狂暴者を、鎮壓せしむるには、實に適當なりとす、而して、又、之を施したる上にも、更に、衛生を害せずして、調製も容易なれば、費用を要すること少なく、窄衣に比しては、便、且、利なる

ものと信じ、掲げて、讀者諸君の參考に供す(本



會には、見本を調製して設備せり、就きて一見あれ)



説明、ブーク製にして、春部を紐にて締め、袖を長くして、其の先を後に結びて、制御す、着用せしむるには、紐を緩め置

き、頭より被らしむ、又、脚下に至るを以て、足の自由を失はしむるものなり

警保局監獄課長又々交迭す

(頻々繁々事業に影響なきか)

笠井法學士監獄課長となられしより、未、一ヶ月に滿たず、坐席暖なるに隙なく、今、又、吾人の熱望を余所に於て、遠く山形縣參事官に榮轉せり、謹んで、氏の榮轉を祝す、乍然、かゝる頻繁なる交迭は、斯道の爲め

萬國監獄會議 派遣委員 小河氏通信

本月二日香港發にて、小野田警保局長及東京集治監石澤典獄へ送られたる書面中、左の一項あり、亦以て、香港監獄の一斑を知るに足らん

當港着後、不取敢上陸、中川領事の紹介を得て、當地監獄を一見致し申候、建物の完整なるは、今更の如く、目新らしく感し候へ共、遇囚諸般の件に就きては、是と申し、格別耳目を新にするものも無之

誠に、概見仕候、尤、吏員の少數にして、典獄自一に筆を取りて、帳簿を記録する等のことば、大に注意を與ふるに足るの價値ある点と被存候、拘禁の囚員四百五十名餘、事務官吏として、典獄の外書記二名、内一名は支那人にて、其の本務は拘禁支那人

の譯官との事に有之候、看守長は、一名にて、看守の數は、割合に多數なるかに相見え申候、何様事務の簡便にして、吏員を要するの少數なるには、敬服

の外無之、本邦最小の支監獄にて、到底是丈の少吏員にては、整理方相付き申す間敷くと存候云々

拜啓時下益々御清康可被爲在奉恭賀候陳は小生出發の前後は別して公私一方御懇情を蒙り山海の鴻恩實に

に、憂慮に堪へざるものなきにあらじ、歸往は咎むるも詮なし、後任は柿木原氏と云へば、請ふ柿木原氏の、永く此の椅子を占めて、君か得意の、畢生の大手腕を振ひて、監獄事業の春眠を、攪破せられんことを、至囑

◎警保 局監獄課長、又々交迭す、監獄課長の椅子は、高等官の豫備門なるか、昇任の人や慶すべく、斯道の爲めや憾むすへし

◎感化 院より、懲治人を引受けたしと、建議せりと、美は、即、美なりと雖も、果して、其の設備ありや如何に、役宅○○の美、以て不良少年を、矯正するに足る乎

◎網走 分監の吏員は、衛生の爲めとて、晝飯後、屋外の運動を爲すと、獄事叢書は賞揚す、北海の濱は、特に、官紀の之を許す乎否

◎新緑 怠睡を促し、驟雨惰慢を催すの時、さなきだに、情眼し易きは争ふべからざる事實あり、忘る、勿かれ、不眠不休の職たるを

◎四百五十名の拘禁者に、三名の事務員とは、香港監獄の實況、本邦監獄の吏員、由來少しとせす、事務省署と、吏員減少とは、改良の第一着か

感謝の辭なく只々感泣の外無之奉存候爾來海上別館無之神戸長崎上海を経て今二日午前香港に安着仕候着後不取敢當地監獄一見仕候典獄は五十前後の半老人にて非常に親切に案内致し呉れ申候何様建物の宏大なるは古建物及がらも大に浦山しき感有之申候遇囚に就きては別に感心候點も無之、外見随分不潔且不規律なるやう見受け申候尤も御承知の通り拘禁囚と云へば不潔極まる支那人七分印度人一分歐州人二分と云ふ割合にて支那人をして寧人間並の清潔を保たしめあるが不思議と思ふ程にて清潔法施行の困難なるは察するに餘り有り殊に又言辭も不通の事故之をして規律に馴致せしむる事小生杯横濱に於て外人を拘禁の經驗に徴して無理な事と存候惣体より申さば寧比較的に能くも斯くまで規律と清潔とを保ち候ものと感すべき次第に可有之候巡查には一般に支那人を相用ひ居候へ共看守は洋人と印度人とのみに有之印度人の外貌は只色が黒いと云ふのみにて骨格の逞しき事洋人にも優るの觀有之黒鬼赤鬼と申す工合にて看守巡查杯には容貌丈は最も適當の様相見え申候乍去聞く所に據れば全く「ウド」の大木と一般にて見掛けによらぬ弱虫にて折節はチャン〜より叱り付けられて小さくなつて居る向も有之

別なきものか、殊更異なる所の熟字を使用せしは、聊、種當ならず、散士、警、民法研究の際に於て、屢、同一意義にして、異なる熟字を使用せるを目撃したることあり、嗚呼、立法者たるもの、豈、留意せずして可ならんや

●第八十一號在大阪洋々散士の質義に答ふ

長野縣 漢 洲

散士出題の一被告入、重禁錮二月、監視十月、罰金廿圓の處刑を受け、之の執行を了したる所、余罪の爲め、又、重禁錮五月、監視六月、罰金十圓に處せられ、先に執行済の刑と通算すべき故事の指揮ありたるときは、重禁錮は、前刑より長きを以て、前刑を通算するも、尙、三月あるを以て執行し得るも、監視罰金は、何も前刑より輕きを以て、如何なる方法を以り、通算すべきかと云ふにあり、本問の如き主刑附加刑共、前刑を通算執行すべき指揮を爲す等無しと考ふ、單に、五月の重禁錮に対し、前刑を通算して、指揮を指揮すべきものなり、萬一如斯指揮ありせば、通算の方法なきなり、夫、後判の刑に對し、前刑を通算するは、其の大体に於て、后判の刑の、前判の刑より重き場合に依るなり、本問の如き、其の体利たる、重禁錮の前刑より、三月の重きあればなり、然るに、附加刑二種は、何も前判より輕きを以て、通算するに由なきなり、此の二種の附加刑を、通算し得ればさて、大体の上に於ては、通算法の旨趣に協へり、檢事の指揮の精神も、強ち茲にあらん、換言して之を云へば、其の通算し得べきは、之を通算し、其の通算し得ざるものは、通算を要せず、本問の如きは、通算すべき方法なきのみならず、通算するに由なきなり、否、却りて通算の必要なきものなり

●八 在佐賀 筑波 童子

人に刑事訴訟法を以てする如き、法律規則に於て、其の手續を定めたるものなし、故に、現今の取扱によれば、身分級の懲罰表を以て、看守長犯行を具し、典獄之決定をなせば、確定のものなり、未、言渡前なりと雖ども、言渡は、處罰の告知なり、告知に依りて、確定不確定の差あるべきにあらず、如何にされば、告知の上、上訴を許さず、不服を採用するにあらず、既に一旦決定言渡の上は、甘して、之が執行を受くべきものなり、何そ言渡の前後を問ふを要せん、細則百一條は、求、典獄の決定せざる以前に於て、俱發する場合を云ふなり、本問の如きは、問者云ふ如き、治獄上査指老點の徒を制御する爲め、秋毫も假借なく、嚴正に懲罰を執行するに云ふ、理由にあらず、信實必罰の趣旨にあらず、細則百一條の示す如く、數罪の俱發する場合は、俱發例によるは、當然なり、一旦確定判決ありたる后に、犯則ありて、俱發例による能はざるは、百一條を正當に解釋せば、自、當然なり、理由に於て、區々説を異にする所ありと雖ども、結局乙説を賛成するものなり

●九 在佐賀 筑波 童子

囚人獄則を犯し、數犯俱發したるときは、一の重きに從ふべき、細則百一條の規定する所なり、然るに、甲説は、典獄の判決を経たるも、未、言渡前なるを以て、俱發例に由ると云ひ、乙説は、一度典獄の判決を済ましたる者は、俱發例に由る者に非ず、各自に處罰するを可とす云にあり

抑、此の二説を讀せんに、先、懲罰は、典獄の判決のみにして確定するが、又、言渡ありたるにより、初て確定する者なるを判定せざるべからず、若、乙説の如く、典獄の裁決のみを以て、確定したるものとし、各別に處罰するものとせんか、茲に、囚人あり、受刑以來、能く獄則を遵守し、役業に勉勵し、且、改悛の狀顯著なるにより、賞表一個を與ふ

日本監獄協會雜誌を放たず、會員諸士の高説卓論を拜讀して、無二の師友と尊重しつゝある者なり、然るに、散士洋々君は、刑期通算方に就きて、質疑して曰く、被告入あり、重禁錮二月、罰金二十圓、監視十月に處せられ、其の確定の上、罰金を完納し、主刑満期監視の執行を終はりたる後、餘罪發覺して、重禁錮五月、罰金拾圓、監視六月に處せられ、茲に、執行し終はりたる刑と、通算すべき旨、檢事より指揮ありたる場合に於て、附加刑は、如何に通算すべきかと

然るに、第八十二號には、一人の解答者なく、空しく洋々君の問を消滅せしめんとす、不肖童子固より、淺學不才、且、斯學に經驗なきもの、到底満足の解答を呈する能はずと雖も、聊、卑見を陳し、解答の意を表せんことを欲す、洋々君、幸に之を諒せよ

重禁錮五月より、既に執行したる重禁錮二月を扣除し、殘期三月となり、罰金拾圓に對し、既に二十圓完納したるを以て、内十圓は、刑法第二百一條第一項但書によりて折算して、重禁錮三月より、十日を扣除し、殘期二月二十日を執行し、直に放免すべきものと信す、但、監視六月に對し、十月執行したるは、被告人の損害なるも、法律に正條なく、又、刑法第四十條監視の期限は、主刑の終りたる日より、起算すとの明文に抵觸するの感あるも、本件の如き通算の場合には例外に付、致し方なき者と信す

●第八十二號京都不識庵君の質義に答ふ

漢 洲

囚人獄則を犯し、既に處分判決を経たるも、未、言渡を爲さるる内、又他の罰則を違犯したる場合に、細則百一條の俱發例を適用する乎、如何と云ふにあり、右の問題に、甲(俱發例による)乙(俱發例によらず)二説を掲げて質さる

と、典獄は判定せるも、未、其の言渡をなさるるに際し、該囚人、獄則に違犯せり、此の場合に於て、刑則取調中の囚人なるにも拘はらず、典獄判決の故を以て、賞表一個を付與すると同時に、獄則違犯の行爲に對しては、何々の罰に處分し、賞表一個を撤奪す、言渡すべきは、行刑の最要機關たる賞罰にして、讞覆に流れ、徒法に歸し、彼等囚徒の笑物となるや必せり、甚しきに至つては、賞表附與の判定をなし、未、言渡をなさるるに際し、獄則を犯し、懲罰に處分せられ、其の執行中、賞表を付與せざるべからざる如き、結果を來さん、故に、予は其の然らざるを、隨つて、獄則違犯も、甲説の如く、俱發例に依り、前判決を取消し更に審問し、一の情狀重きに從ふべき者なり、尤、既に判決を経たる犯則にして、二合減食二日に該當す、后の犯則にして、尙、二合減食二日に該當するときは、情狀等しきにより、矢張、二合減食二日に處分すべき者の如くなるも、之を輕重應用するは、典獄の職權にあるを以て、各別に處分せざるにもせよ、直に、二合減食、三日乃至四日に處分せば、甲説に賛成し、俱發例に由るべき者と信す

●第八十二號南海鈍夫君の質疑に答ふ

在佐賀 筑波 童子

定役に服すべき囚人、刑の執行中、餘罪の爲め、拘置監に移したる場合に際し、定役を科すべき否かは、法律規則に明文なし、然れども、刑の執行中なるを以て、別房へ拘留せし、坐作の役に服せしむるは、一般の輿論なり、密室に監禁したるときも、亦、明文なし、是、疑問の起る所以なり、抑、豫審判事か、密室に監禁するは、獨擅反省せしめ、且、幾分の苦痛を與ふるが爲めに外ならず、然るに、定役に服せしむるとき

は、科程の不足せんことをのみ、是、恐れ、覺悟す知らず、時日を經過し、敢、其の効なかるべく、且、密室の構造たるや、稍、薄暗くして、作業に便ならず、是に依りて、役業に服せしめざるの趣意たるや明なり、故に、予は、密室監禁中は、役業を科すべき者に非ずと信す

●全 深 洲

坐作の業を科すべきものにあらす、密室監禁は、寂寥無爲にして、悲遇專考の間に、事實を發見するを目的とす、然るを、作業を科するときは、働業に心念を消光し、憂心散逸し、精神手足、幾分の快味を感じ、知らずくの間を過ぎ、密室監禁の埒過を忘るに至る、故に至つて、折角の監禁も、其の効を奏せざるに至らん、故に、作業を科すべからざるなり、本問の如きは、一面四人の身に、作業を科すべきもの、如くなるも、決して然らず、斯の如き場合には、刑事被告人としての待遇、尤、重きを措かざるを得ず、既に、被告人の、待遇重きを置く以上、作業を科せざるを得ざるの理あらざればなり

●大阪南海鈍夫の質問に答へん

在大阪 河村 近助

今、君の問は、茲に重禁細の處分を受け、其の刑の執行中、餘罪發見し爲めに、豫審判事より、拘留状を發し、拘留監に拘禁したるものあり、而して、之に豫審判事は、刑事訴訟法に據り、密室監禁の言渡を爲したり、然る時は、此の者、一面已決囚にして、前刑、則、重禁細を引續き、執行申なるを以て、坐作の業を探らしむるの否、この事なり、余は、斷乎とす、業を探らす可きものに非ずと思考す、何とならば、今、密室監禁なる本体の趣旨に基づきて、之を視る時は、一見して明なり、夫、立法者が密室監禁を、設けられたる所のものは何ぞや、蓋、多少の學者の懸懸する所なきとせず、是、一理一者にして、即、事實發見の爲め、

通禁罪囚にして、拘留監にあるも、尙、服役せしめずとせば、密室監禁に於てなや、散士、技に、聊、之が理由を述べん、抑、餘罪囚なるものは、一方には、四人たるの一資格を負ふと雖も、他に刑事被告人なる一資格あるを以て、純然たる囚人とは異れり、從ひて、拘留監にあるも、尙、純然たる刑事被告人とも云ふ可からず、故に其の待遇の如きも、折衷主義を探らざる可からず、然れども、拘留監にある以上は、其の餘罪事件に就きては、充分保護を加へ、眞實を發見し、被告をして、無罪の冤罪に陥らしむるが如き、若しくは、証據湮滅の爲め、有罪者をして、無罪に至らしむるが如き、こゝありては、拘留監に拘留するの主旨に適せざるを以て、充分、是等の點に就きては、留意せざる可からず、果して然りせば、密室監禁の主義たるや如何、被告人をして、別室に孤居せしめ、他人と接見を絶ち、書類その他物品を授受するふことを禁じたる所以のもの、蓋、被告をして、沈思默考を、他日豫審廷に於て、任意に、其の事實を自白せしめんとするの旨趣たる明なり、蓋、人は真心あるを以て、一室に孤居するときは、沈思默考の結果、其の真心と相往來して、既往を追憶し、犯罪事實を自自するに至ればなり、然るに、之に座作の役を科するときは、沈思默考の暇なく、却りて、座作の爲め、無聊を感め、閑散を醫し、且、役業の爲め、充分疲勞し、夜間は、却りて安眠し、被告人は、雑居房にあるよりも、寧ろ、之を樂むに至る、斯の如きときは、幾十日間密室に監禁するも、更に、其の効なきものとす、依りて、散士は、座作の役は、獨、密室監禁に限らず、凡て餘罪囚として、拘留監にあるものに對しては、之を科すべきものに非ずと思考す、附、散士が、本誌第八十二號に、刑期通算方に就きて質疑したる稿中、脱字あるを以て、爰に之を訂正す、該質疑中、欠席判決と爲り居る旨、他の裁判所より通知ありしを以て云々あるは、欠席判決にて、重禁細

此に出づるものにして、密室監禁は、本人の心情に於て、一は非常の苦痛を與へ、二には終始獨座沈黙するを以て、人の本性たる真心に耻ぢ、始めて非を悟り、遂に、徒に時日を費やすの愚なるを覺知するは、一般の情なり、されば、已決囚と雖も、密室監禁中は、右の目的を達する爲め、業を與へざるべきとは、一見して、火を觀るが如し、若、之に業を與ふる時は、密室監禁に非ずして、獨房拘禁と稱へて可なり、故に、密室監禁は、徒法空文に屬し、寧ろ、之を設けざるの勝れるに至らん、由之觀之、余は、絶對的に、業を與へざるものと思考す、然れども、余の淺學なる、其の當否を知るに能はず、幸に告むる勿れ

●全 在大阪 洋々 散士

本誌第八十二號に、南海鈍夫の質疑あり、鈍夫は、散士が知己にして、當時大阪府守部局長を奉ぜる小山貞君の別號なり、散士、嘗、君と同獄にありて、議論を上下したることもあり、故に、茲に君が質疑に對しては、直に同交切確の禮を以て、之を解答を試みんと欲す、抑、本問の要旨たるや、已決囚にして、餘罪發見の爲め、拘留監にあるもの、事實發見の爲め、豫審判事より、密室に監禁せられたるときは、其の監禁中と雖も、尙、座作の役を科するの否、か云ふにあり、散士以爲へらく、南海鈍夫は、餘罪囚にして、普通拘留監にあるものは、當然座作の役を科す可きものと誤信したるの結果、斯の如き疑問を提出したるものならん、何ぞなれば、餘罪囚にして、拘留監にあるものは、座作の役を科す可きものに非ずと思惟せば、密室監禁中、殊更に、座作の役を科するの否かの疑問を生ずるの理由なければなり、抑、餘罪囚にして、拘留監にあるものに對しては、役業を科すべきものに非ざることは、散士、嘗、本誌第七十七號寄書欄に於て、拘留監餘罪囚の待遇に就きてを論じて、詳論したることもあり、爰に、之を述す、既に、

六月と爲り居る、他の裁判所より、通知ありと訂正す

●扶桑子の質疑に答ふ 深 洲

囚人は、大赦特赦、若しくは、假出獄、又、免幽閉を許すことを得べきものと云ふにあり、元來、囚人の在監するや、自、志願して入りたるにあらず、否、望んで入るを許さざるなり、何れも、隱に惡事をなし、其の發覺を秘し、就捕を免れんことを希はざるなし、寸時、羈獄の身とせらるゝ厭ふものなり、然るを、公力を以て、捜索拘引して、羈獄に投ぜらるゝなり、其の投ぜらるゝや、種々の方法を以て、逃走を企圖する徒多し、何ぞ公然出獄を許するものあらんや、於是乎、本問の其の出獄を許するものあるべき客之なく、殊に、法律規則に依りて、夫、正當に出獄せしむべきに至りしものは、之を許すこと能はざるなり、聞く、西洋にては、假出獄等に、本人の承諾を要する所ありと、是等は、出獄後の關係あるが爲めなるべしと雖も、本邦にては、大赦を除くの外、出獄後の住所生活等迄、調査し、聊、差支へなきを期し、然る后、出獄せしむるものなれば、右等の懸念なし、依りて、本問出獄を許すこと能はざるものと推考す

●全 河村 近助

同子の間に曰く、囚人は、大赦、特赦、免幽閉を許すとを得るか、余は無論法律の許さる所なりと確答す、右三個の條件を、囚人にして得るは、囚人の權利に非ずして、囚人に與ふる、大特典たるもは、何人も知れる所なり、若、之に反し、被事者の路認、隨意なりとせば、特典に非ずして、被事者の權利たるもの、如し、今、茲に、犯人ありて、職審判事の免訴を言渡され、將又公判々事の無罪を言渡されたる場合に、被告は拒む事を得るが、夫、之を許さざる事は、論を俵さるなり、本問は、謀

論するの必要なきを以て、一言茲に專意を述ぶ

●全 鏡心狂士

余は、本問を判するに當り、斷然許するを得ずと、答辨せん
何如とせば、大赦、特赦、假出獄、免刑屏の如きは、國家が、囚人に
對する非常の恩典にして、此れが効果は、一囚人一身上の利益に止まら
ず、他囚人をして、遷善感化せしむるの獎勵心を惹起さしめ、所謂、其
の罪を憐んで、其の人の情まづつ、聖明の慈悲心に出たるものに外な
らず、故に、囚人にして、謹慎の狀顯著にして、遷善感化に赴きたるも
のと認むるときは、相當の期間、經過の後、囚人の一身上の利益の爲め、殊
に之を許可するものなれば、囚人は、如何なる理由あるにも、いばら
ず、自己の勝手、之を許するを得ざるや當然なり、否、一囚人が、
僅少の理由の爲めに、此に至るに至る聖明の慈悲心に戻り、神聖なる
勅令を拒むと能はざるは、敢て贅辨を要せざるなり、是、余が囚人の許
すると能はずと、斷言する所以なり

●第八十二號北村氏の質疑に答ふ

在佐賀 筑波 童子

監獄則施行細則第六十三條后段に曰はく、其の請求費は、償置工錢の
半額を過ぐべからずと、然るに、重懲役満期後にも、現役百日以内
には、償置すべき工錢なし、故に、食物請求を許すべからざるは勿論な
り

●全 長野 梅原 山人

本誌三月第八十二號、北村君の質疑に對し、茲に解答を付す

答 前刑執行の期滿つれば、科定工錢償置する方法は、名稱を異にする
ものにして、自、所持金をして、入監の際、携帶せし金員を、監獄に
償置するに均しきものとす、故に、北村君の訊く、科定工錢、飯
のなればなりと、誠に然り、然りと雖も、之より生ずる、第三者の罪
は、如何せん、唯、之を傍礙するを得んや、嗚呼、之、我刑法の一大
欠點ならん、余は信ず、今、刑法は、犯人に耐し、間に逃走を促すも
の、如し、即、法律は、犯人に向ひ、汝、能く身を匿して、刑の執行を
遅れ、一定の期限を經過せよ、然る時は、期滿免除の條件を支ふるなり
と云へるか、如く、實に、一方より考ふる時は、遺憾に堪へざるなり、依
て、余は、公訴の時効は、さて措き、刑の期滿免除は、刑法改正の際、斷
然廢せられたきと、希望して止まず、然れ共、余の淺學なる、其の當
否を知らず、請ふ會員諸氏よ、高教を賜はらんとす

●質疑一問

山口縣 山下 仲介

重懲役九年の刑を受け、服役中、更に罪を犯し、重禁錮二年六月に處
せられたる囚人あり、然るに、前刑執行中、獄則を遵守し、作業に勤勵し、
且、改後の行爲あるを、典獄之を確認し、監獄則第四十條に依り、之に
表賞を授與せり、然るに、前刑満期となり、後刑を執行せんとするに當
りては、前刑中に、授與したる賞表を、剥奪する可か、

寄 書

●入浴の度数及時間に就きて

水戸 I H 生

個は、監獄衛生上研究す可き、實地の好問なり、曩には東北地方典獄
協議會にて、青森、山形、岩手の三縣より提出せられしにも拘らず、例

令、二十八圓の許多あるも、工錢の名稱を附せず、即、囚人の所持金
ならすや、斯の如き償置の分界種別あるを、監獄則施行細則第六十條
第六十三條を適用し、後犯現役一百日以内に、性質を異にせし、金額を
以て、如何で食物の請求を許すものあらん、これ、刑法附則第十八條の
明文に適合せざるものにして、斷然許すべからざるものなり

●刑の期滿免除に付高教を乞ふ

在大坂 河村 近助

刑法第五十八條に、刑の執行を遅れたる者、法律に定めたる期限の經過
するに因りて、期滿免除を得ざり、本来、刑の期滿免除を設けたる所
以は、要するに、犯人一度罪を犯したりと雖も、長久の年月間、刑の
執行を免れ、捕に就かざる時は、社會は之を遺憾と、爲めに、一旦混亂
したるも、自然回復するに依り、罰するの必要止む故に、之が、刑執行を
許すものなり、若、之をも捕りて、罰する時は、知りて、慘酷に亘るも
のなり、又、犯人一度罪を犯すと雖も、長久の年月間、捕に就かずして、
執行を免し居る時は、再、罪を犯すの患は、吐絶し、已に前非を悔い、
過を改め、善心に復歸したるものと、法律が認定するを以て、茲に、罰
するの必要は、已に止むと、刑法學者は云へり、蓋、其の意なきに非ず、
然れど、右の事實と全く反對する場合あらん、今、茲に、子の親を犯人
に殺害せられ、婦の夫を殺されたる事實ありとせよ、其の者にして、一定
の期日を經過し、犯人期滿免除を得たる時は、當局者は如何なる感情を
抱くならん、如何ん、長久に時日を、經過せしめて、之を忘却するとな
得んや、必、終身憤怒の念慮は、心頭を去らしむるも能はざる可し、然
れども、反對者は云はん、其は、嘗、一個人の心慮上に止まるのみにし
て、敢、社會に散亂したる者は、已に消滅に歸するものなれば、之を不
問に附して可なり、何と云はれ、刑罰の執行は、社會の之を有するも
の各地、監獄則の範圍内に於て、

又、大坂府に開設せられたる監獄協議會にて、夏期は三四日にして、
冬季は五六日、時間は冬季は五分、夏期は七分時と決定せられたる、
が、

入浴は、人生の健康を保つに、緊要なるは、言を得たすと雖も、之の
定度、及、時間に至りては、之を成書に徴するも定説なし、従ひて各地
適宜上等の言裡に埋没せらるるも、亦、是非ならんか、大坂府典獄醫
會の決議たる、職掌者の手腕として、時間決定に至りたるか、如き、暫く
爰に慎重の意を表すと雖も、余が少しく怪訝に屬す可きは、夏期の入
浴時間長くして、冬季に短きと之なり、余は、左に入浴の効用、并に時
間檢定の方法を述べ、諄諄を乞はんとす、

或は言はん夏期は浴后身体拭淨に時間を要する者とせんか實際行はる可
らざる者たるべし

入浴の定度に就きては、歐米人は、一般に少なく、甚たしきは、生涯入
浴するもなき者あり、日本人に在りては、實福共に、毎日入浴せざる者、
殆、稀なり、實に、其習慣を遺したる者にして、他國に誇るべき處なり
とす、之を學理に徴するも、入浴は皮膚の汚垢を去り、身体の老廢分泌
物、滲發を助け、皮膚病を豫防し、兼て精神に愉快を與ふ可き効力ある
者とす

時間に就きて、衛生上より論すれば、温度は(攝氏)三十五度より、三十
七度(体温)に永浴するを適當とす(冷浴に在りては、皮膚を摩擦し、水
分の蒸發するを度とするも、爰に要なきを以て略す)と雖も、囚獄等
に在りては、身体に愉快を感ず可き温度(四十度以上五十度以下)に
して、可成短時にして、皮膚の汚垢を去り、兼て温暖を得しむるの止むを
得ざる者たるべし、余は、左の考案に依りて、之が時間を定めたり

「イ」(ロ)ハ其に金屬製圓筒(薄葉鉄を用ひたり)にして、外水ハ器には、三十九度(心臓内の温度に比したりの湯を盛り、火酒燈を以て、常に同温度を保たしむ)「ロ」器の中は、冷水にして、全量五百グラムを容るべきもの、皮膚濕潤の血液と假定す、「イ」器の内は、浴湯の温度と、是に於て、三器を同時に装置すると、上圖の如くし、(圖は略す)然る后、中外の温度を平均すると、要する時間を以て、之を定む、但、假定皮膚温と、体温と平均する最短時を示す者にして、身体の温暖を得しめんとならば、尙、之より、少許の時間を要すべきものとす

成 績 (攝氏)

即時變化

平均(四分間)

第 外 水 三十九度 三十七度 三十九度

一 中(冷水)十三度 三十三度 三十九度

内 五十度 四十八度 三十七度

第 外 三十九度 三十七度 三十九度

二 中(冷水)十三度 三十三度 三十九度

内 四十度 三十九度 三十九度

寒暑の候、人身の皮膚温に變化なきも、冬季寒冷に逢ひて、皮膚含有の血液冷却したる者を見做し、十三度の冷水を用ひたり前記の如く、五十度の浴湯は二分、四十度は四分間なるに依り、此の平均時間に、脱衣拭淨等、適宜の時間を合せたる者たるべし
○監獄中に依るに、夏期は、五日毎に、一次、冬季は、十日毎に、一次以上とあり、之の度數に於ては、範圍内、即、出來得可き限り、寧、余は毎日(廢物利用に依り)入浴せしむるも、妨げなきものと信す
○夏期は、皮膚の分節旺盛な故に、額を主とす、而して、温保の時間を要せず、又、冬季に此し、皮膚を頻々洗ひ、故に、夏期に五

間五斗米の爲めに、腰を屈する量のみと、一言の下に起発し、昔日の半番視せらるゝ所以のものは、是、吾人の、自、招きたる結果に非ずして何ぞや、然れども、余は、敢、他人の榮達立身を妨ぐるものに非ず、又、妬むに非ず、唯、其の職に安じ、能く其の本分を守り、如何せば、墨淡無頼の徒を善良の人たらしむるを得るか、如何せば、監獄改良の一助となるべきかを考察し、出來得る丈熱心に、出來得る丈、進歩を計畫し、出來得る丈、監獄範圍内に於て、榮達を圖りたらんには、其の快樂、頗、多くして、且、其の幸福も、愈、大なるべく、監獄の進歩も、旭日の東天に昇るが如く、馴馬の輕車に駕し、熟路に就くか如くなるや必然なり、冀はくは、世の司獄官にして、徒に、目的を變更するもの、宜しく、其の分に安じ、益、前途の進歩改良を謀られんことを、希望に堪へざるなり。

●看守諸君に一言す

疑 惑 山 人

刑法第七十九條より、第八十四條に至る、未丁年者、罪を犯したるときを定めらるゝ、
全第百五十條に看守、又は護送者、其の懈怠に因り、囚徒の逃走を覺へざる時云々あり、
看守採用規則第二條によるべきは、未丁年者は、看守に採用出來ざる様に見ゆるも、未丁年者にして、看守奉職のもの、多少ありと聞く、其の甚しきに至りては、拾六七才にして、奉職し居る者もありと、看守にして、斯の如き規則ある以上は、書記看守長は、上等司獄官なれば、殊更未丁年者の職を奪するも出來ざる理由ならん、然して、看守は、戒謫に従事するものとある以上は、刑法上論罪、及、宥恕減輕等に抵触するが如きものは、監獄改良の今日、使用するが如きこと、少しく不似合にはあらざるか。

分時を與ふる者せば、冬季は、反りて、多時ならざるを得ざる者の如し

●司獄官吏は宜しく其の分に安すべし

千葉縣福岡 北島 鐵窓護人

凡、司獄官吏たるもの、一意専心、外物の爲めに、心を奪はれず、吐哺握髮の勤を厭はず、幾多の辛酸を経て、愈、固く、如何なる艱難に遇ふも、屈撓せず、各自其の分に安じて、其の職務を盡くさざるべからず、然るに、動もすれば、其の分を守り、其の職に安ずるは、卑屈の所爲に近しく誤認し、曠に、其の地位以外の事にのみ、心を寄せ、常に碌々として、屈辱するの目的如何を問へば、現在従事せる職務上の改良進歩を謀るが爲めに非ずして、其の身、司獄の職に在りながら、公務の餘暇、種々の學術を研究する人あるは、往々目撃する所なり、是、決して惡しきに非ず、却りて、實費すべき志望なりと雖も、此の如き輩は、一時賑掛、口朝凌ぎの爲めにして、其の職務に、冷淡不熱心なるや炳然たり、實に、我が監獄改良上、轉、悔悵に堪へざるなり、夫、監獄官吏に、有力の人物多く、熱心銳意なる人ありて、同心協力、始めて監獄の改良も進歩も、銳利なるべく、亦、吏員の信用も高まるべきなり、然るに、少しく才能あるものは、去りて他に之を售らんとし、少しく學力あるものは、目的を高尚にし、進んで、仕官を他に嚮ん、始終轉するあらば、我が監獄社會は、何の日、進歩せん、何の日か、世の尊重を得くすへげんや、此の如き賑掛輩は、却りて監獄進歩上、一大障害物と云ふも、敢、過言に非ざるべし、彼の俗人が、吾人司獄官を蔑視し、輕侮して、監獄には人物なし、學者なし、熱心家なし、従ひて事務熟達者なし、獨、其の職に甘んずるものは、上圖に所謂懶惰して、不能の利を得んべし、所

●當局者に一言す

概 生

看守教授卒業優等の點數を取るには、たゞ、筆記上の優秀によるは、誤解も亦甚しと云ふべし、元來、看守の本務は、戒謫に従事するを以て、本務とす、然るに、實務は、放任主義、銀術は不能、姿勢は不正なるものに、優等の點を與ふるが如きとありては、實に奇も亦奇なりと云はざるを得ず、敢、當局者に一言す

●本會に對する希望

一 全國の看守押丁の懲罰免職者の氏名を、登載せらるゝこと
一 職務上参考と爲るべき何指令、若しくは、主務省へ問合を掲載せらるゝこと
一 刑行若しくは、被告人拘禁に付、裁判所檢事等と、司獄官との打合せ項にして一般の参考と爲るべき事件を廣示せらるゝこと
一 現金出納官吏、物品會計官吏の氏名を、廣示せらるゝこと
一 實會にて、此の事を、賛成せらるゝには、凡、左の利益あるべしと信す
一 看守採用規則には、看守處罰例に依り、免職せられたるもの、若しくは、自己の便宜に依り、看守を辭職したるものは、二年を経過せざる間は、採用するを得ざるに依り、全國の各廳府縣は、互に其の免職者等を通知するの規約を爲し居らるゝもの、如し、然れども、惜しむべし、此の規約は、全國に通用するに非ずして、或は東北、或は關西と云ふか、如く、或一聯合宛に限られたるを以て、聯合外の免職者は、之を知るを得ず、若、費會雜誌に登載せらるゝならば、全國に間知せしむるを得べし
一 現今の如く、各聯合内に通知するにも、多くは、三四名迄は、ハガキ

にて便し得るも、五七名に至つては、封書を以てせざる可からず、而して、其の一聯合内と雖も、拾五六若しくは、貳拾以上の府縣に及び、其の手数と費用は、甚、少なしとせず、然るに、貴會雜誌に掲載せられんには、繁文を著き、經費を節することを得へし

一免職者の數は、必しも、各府縣共に、數多あるべきに非ざれども、壹名にても、有之以上は、少なくも、一月月壹回位は、通知せされば、實際効用あるべきものに非ざるのみならず、眞に有効のものたらしめんば、尙、煩繁ならんことを希望するものなり、然れども、從來の如き手續にて、尙、前に之を望み能はざるのみならず、現況に由りて、察するに、寧ろ、之が規約を廢するに若かりざるの感あり、此の點に就きて、貴會雜誌に登載せらるゝならば、神速にして、全國に周知せしむる等の利あり

一第二、三、四項の事項も、利益を收むる點は、第一項と異なる所なし右の如き利益あるに依り、貴會は、之を雜誌に掲載せられんことを希望するなり、而して、予の考にては、免職の氏名を掲載せられんことは、願はくは、壹ヶ月三回、若しくは、二回を發行せらるゝならば、至極結構の事なり、併、雜誌は、壹ヶ月壹回の發行なれば、他の一回、若しくは二回は號外として發行せられ、其の時は附録として、各府縣廳の監獄署、及、集治監分監のみにて、購求せば、大に利益あるべし又、第二、第三、第四項も、號外中に入らば、至極好都合にして、貴會にて、購讀者を増加するの御利益あるべし且、可相成は、第一乃至第四項は、部門を分ち、各、其の編輯に便せらるゝならば、尙、以て便利なり

●看守は自尊自重す可し

於南都 訪々堂主人

責任を有するものなる故に、容差を蒙り、殊に、國家的高尙の觀念を保持せざるべからず、決して、彼の醜惡無恥の兇徒に、侮蔑を招き、若しくは、規律を紊さるゝか、如き、事なきを要す、故に、看守たるものは、譬へ學識才幹なきも、一般普通の事理を辨識し、正義公道、彼等囚徒を統御し得るの資格あるものならざるべからず、威嚴は以て、彼等を服従せしむるに足り、戒護は以て、彼等をして、真心遷善感化ならしむるに足るの技術を有するもの、眞に、眞戒護官吏と云ふべし、然れども、斯の如きは、到底云ふべくして、實際上に難きことなれども、戒護者たるものは、少なくとも、此注意なるべからず、否、此の方針を探りて、戒護監督の任に當たり、嚴正以て、看守の職務を全くすべきなり、其れ斯の如くにして、看守は、監獄改良の實を擧ぐるの良機關たるに、恥ぢざるものと云ふべきなり

夫、然り、然るに、之に反して、看守其の人にして、少しの威嚴もなき、普通の事理すら解せず、意想拙劣、行爲卑近、恰も沐淋にして、冠りり、如きもの、或は故買牙保の罪、私通監禁の罪とは、如何なるものなるやを、辨識せざるか、如き、子刑の戒護者ならんか、到底全然に、刑罰権を執行し、彼、兇惡無類の徒を、遷善感化ならしむるか、如きは、決して、望むべきに、非ざるなり、否、斯の如きの戒護者は、全然彼、囚徒に侮蔑を招き、統御監督すること能はず、結局、監獄全体の威嚴を失墜せしむるに至らん、嗚呼、看守の操擇、其の宜しきを得ざるを得ざるの差、大略斯の如し、眞はくば、當局者諸君、少しく此處に着眼注意せよ

余輩は、社會戰團場裡の敗將となりし以來、始めて監獄部に奉職し、實地監獄部内の状況を、委細に目撃して、大に感ずる所ありたり、余輩は看守其の人の適任、實に其の當を得たる眞戒護官吏、多々なるを見發

看守は、百の官職中最下の位置にありと雖も、其の任務に於ては、實に、至廣大の者にして、所謂救世の職なり

舊來、牢番の名稱は、延きて今日に至り、世人は其の職務の、果して如何なる者なるかを知らず、往々之を口にして、卑んずるの弊あり、其の職にある者も、自、甘んじて、余は牢番なり、世人の余を卑むる理なきにあらず、余、此の職を奉せしむ、過るるなれど、嗚呼、何ぞ其れ誤れるの甚しきや、無位卑職なる看守か、如何なる任務を負担するかを見よ、彼等囚人は、國家の安寧を妨害し、社會の秩序を紊亂したる者な、法律によりて處断し、之を監獄に拘禁し、一面彼等を懲戒し、一面彼等を誘導し、善良に復歸せしむるにあり、而して、監獄の吏員、上は典獄より、下押丁に至るまで、如何なる任務を帯びしむと云ふに、皆、前段の務に外ならず、然れども、位高く、職責き、典獄、及、書記、看守長は誰れ力によりて、其の實効を收むるを得るか、如何に濶識の典獄、鋭敏の看守長と雖も、看守の威嚴なる制裁の力と、切實なる誘導の力によらずんば、焉ぞ能く其の効果を收るを得んや、然り、實に、看守は、其の任務に於て、如斯實しとす、位官の人語、何ぞ意とするに足らんや、賤と呼び、卑と呼ぶ、他評に任せん、余は其れ天爵に安んじて、其の任務を了し、看守たる者は、宜しく、以上の觀念なる可からず、然らざれば、平業の舉動、自、賤劣に流れん、舉動賤劣ならんか、何の日に、牢番的の汚名を洗脱して、救世職の名譽を博するを得んや

●看守採用法を濫りにするの弊害を論ず

在石川島 鏡心狂士

抑、看守は、社會一般の意思に反して違法者に、刑罰権を執行するの官吏にして、彼の兇惡無類の徒をして、遷善感化ならしむるに、重大の

す、而して、是と全時に、又子刑の人物の影少ならざるを認す、看守、未、一身の業行さへ修らざるに供上りの乳臭兒にして、而も、實際上に才學に半文の價値さへなき淺輩にして、恬然戒護監督の任に當たるものなきに非ず、然り、若、齡なるが故に、戒護監督の任に適當せずと云ふには非ず、余輩か此處に極論するところのものは、年齢の多少にか、はらず、一般、衆人の識認して、十指中看守たるの資格なき、否、戒護者の任に堪へざるものと斷見する所のものを、指摘して、之を云ふ前に、今や、監獄改良と云へる最緊急なる大事業を、完全ならしむる前途、未、斯の如き不適當なる看守をして、これが機關に當らしむるか、如きは、實に策の得たるものに非ず、否、監獄改良の前途、誠に悲しむべきの現象なり、而して、斯の如きは、猶、忍ぶべし、然れども、監獄の威嚴を失墜するのみならず、併せて、監獄の規律を破りて、之が全体に一大汚點を與ふるか、如き、破廉耻漢の、續々輩出するあるに至りては、默せんぞ欲して、默する能はず、忍ばんと欲して、忍ぶ不能はざるなり、看、其監獄に於て、某戒護官吏は、未決囚より、賄賂を受けて、被告人より、之か、關係者へ宛てたる借書を媒介し、或は、僅少なる黄白に自脱して、証據の湮滅を謀り、甚しきに至りては、兇惡無類の囚徒か、甘言に籠絡せられて、戒護官吏の職分を忘却し、不正邪曲の極、遂に、彼、囚徒に被監禁の機會を與へ、若しくは、鑿刃物等を差入れて、逃走の幫助を爲すか、如き、人獸的看守あるべしと思はれざるに至らんか、實に、國家の爲めに、血涙の滯々たるを覺むるなり、之を要するに、監獄部内斯の如き、悲しむべき事實を現出するに至りしは、畢竟監督者の不注意に基因するものたるは、言を俟たずと雖も、之が、唯一の原因は、又、看守採用法を、濫にするの結果より、醸生し來

りたるものに非ずして、何ぞや
 其れ然り、今回の看守採用法は、固より、例外中の例外にして、斯の如くならざれば、到底、多数の看守を補充すること能はざるが故に、勢、此に至りしものなるべく、當局者にも、他に深意の存するありて、此の例外法を設けたるものなるべしと雖も、玉石混同して、糞も、味噌も、同一視するの觀あるに至りては、是、亦、意外の結果に非ずや、余輩は信ず、此等の事實、此等の現象は、前途多望なる監獄改良上、殊に著しき影響を生ずるものたるを、然り、余輩は、今日に於て、最大多数の同僚を得たるを喜ぶ、否、監獄事業の、更に一大進歩せし現象を慶賀す、然りと雖ども、自然の原則上の利害は、相俾働するの結果より、前不適當なる戒護者、若しくは、不正邪曲の人獸的動物の、我が監獄部内より、輩出せざるなきか杞憂して措かざるなり、當局者、其れ、余輩門外漢の微衷の存する所あるを、採納するあらば幸甚

●監獄制度の改良を望む

在南都 東 重 塞

監獄は、如何なる處なるか、余の淺學非才、加ふるに治獄上に身を委する、未、一週年に滿たす、茫乎として、其の畔岸を知らず、浩乎として、其の津涯を知らずと雖も、要するに、道徳に背戻し、社會を害せし惡漢無類の徒を、社會が自身を防衛の爲めに、社會の危害を除去せん爲め、改過遷善せしむる爲め、彼等に苦痛を感じしむると同時に、教誨を施す處にあらずや、然り而して、遠き監獄則施行以前は、姑く措き、其の以後は、本日に至る迄、短日月と云ふを得ず、果して、其の目的を買徹奏効せし、否か、余斷じて言はん否なりと、果に據りて、之を言ふ、日はく、監獄創設以來、比較上、益、犯人の増加するのみならず、再犯して、斯の如き弊害有るにも拘らず、恬乎として、對岸の火を見るが如く、越人秦人の肥瘠を感ぜざるが如く、輕々に看過すへんや、況、治獄の職を帯ふる者をや、然りと雖も、一得あれば、一失の事物に附隨するは、一定の法則にして、必然の事實なり、然らば、雑居制に於ても、亦多少の弊害有るを免れずと雖ども、利害比較して、利の多きを取らば、智者の策なり、豈、一二の弊害あればとて、是か改良を爲さずして可ならんや、是、余か雑居制の全廢、獨居制の斷行を、切望する所以なり

抑、獨居制は、斯の如き弊害を除去するのみならず、其の真結果を見るを得へし、蓋、人類は、社交の動物にして、共に相交り、相接し、相語りて、樂む、獨、人類のみならず、魚鳥蟲獸に至るまで、群合集葉して、共に遊遊して、樂むは、活動物天賦の性なり、然るに、囚徒をして、是等の自由を杜絶し、毛頭爪端も、他囚の影をたも窺はしめず、拘禁日數の長短を論せず、終日相見する者は屋椽、相接する者は戒護者、毫末も、憂鬱苦痛を感ぜしむる由なからしめ、他々怙々、さして、悲涙に沈むに際し、適切なる、教誨を施さば、猛惡好轉の囚徒も、孟子が所謂、人の性は善なれば、沈思默考の末、悔悟の念慮を發起するは、人情の當に然るべき處にして、豈、雑居制の如き、低聲耳語、甚しきは、惡事を研究するが如き比に非ず、必、奸惡無類の徒も、善良の人類に蘇生するは、事理に照らして、嗽々として、疑を容れず、夫、行刑上、以上の目的を達するを得ば、犯罪の跡を絶ち、刑罰は措きて用ふる所なく、所謂、刑は刑なきに期する極點の目的に到達するを得て、監獄の監獄たる名實、爰に全きを得ん

●看守勤務時限規定の發布を望む

柘木縣監獄署在勤 渡 萬 吉

の多きを以てなり、夫、名は實の實にして、名ありて實無ければ、謬めて、尙、辭と稱するが如し、人誰か、是を信せんや、其の名有れば、必、其の實無からざる可からず、名と實とを合せし、其の實益々深し、然らば、目下の監獄則は、其の制の宜しきを得ざるものあり、然らば則ち之を如何して可ならんや、曰くは雑居制を全廢して、獨居制を斷行するに若くは無しと、之、余が劣才を顧慮せず、此の説を爲す所以なり、乞ふ、是より二制の得失を論ぜん

雑居制の監獄は、一言以て是を批評せば、惡漢無類の徒を矯正するに非ずして、誦詭詐術を逞しうするの方法を研究する専場なりと云ふも、敢、過言に非ずと信ず、余が論議、甚、過激なるが如しと雖も、事實の吾人に証明するを如何せん、蓋、古人の俚言に、盜むの暇あるも、番する暇なしと、如何に熱心刻苦して、確實に自由刑を執行すと雖ども、戒護者は、神に非ざれば、彼等惡徒をして、低聲耳語せしむるの間隙を興へすと云ふも、亦、得へからざるなり、斯の如き有限の戒護力の下に、無限の暇を以て、其の間隙を窺ひ、從來の知己と否とに拘らず、互に突談するを以て、無上の快樂と動し、日々の苦役は、談話にて俄慰しつゝ、あるの事實は、彼等囚徒の舉動にて、觀察し得らるゝなり、然り而して、彼等の性質として、常に貪る者は、一時僥倖不正の利益、詐術權謀を以て、逆財を獲收せんとも汲々たる者ならば、一語を接し、二語を突ふるの極、談是に及び、互に其の長所を教導し、益、奸智を淬磨増長せしむるのみならず、尙、緊監中に、出獄後爲すべき行爲の云々、及、實際上に至る迄、共謀結約しつゝある者、十中八九迄は、然りと想像するも、當らずと雖も、遠きに非らず、斯の如くならば、何の日の、刑は刑なきに期するの目的を、貫通するを得んや、雑居制の害毒枚舉に盡せらるべきと、其の同者なる者、實通るの如し、蓋、囚徒の心腹にして、監獄改良の急務は、固に非ず、看守の特選、増強、刑罰の執行に非ず、是等は、先、現行の所に足れり、必須の急務は、看守勤務法を置きて、他に非ざる可し、當時現行の勤務は、日勤看守は、囚人起床前に出勤し、收監後に退警し、先、六月中、囚人の起床は、午前四時、罷役は午後五時三十分にして、收監は一時三十分間とする、勤務時間十五時間なり、而して、毎日勤務して、漸、十五日間、毎に一日の全休あるのみなり、又、晝夜交代は、其の他、勤務外に、擊刺、体操等あり、斯の如き勤務法にては、職務の傍、新聞雜誌等も、見る事能はず、又、職務を完全に盡すには耐忍し難し、故に、看守を募集しても、勤務の酷なる故、人物志願せず、又、折角採用しても、耐忍するがこと能はずして、辭職し、其の他、奉職中の者は、他の職業に轉するに汲々として居れり、若、表面上儀式的的の誓約にして、精神的赤心を以て、終身監獄に奉職し、職務の爲めに、斃ると云ふ者なきに於ては、實に、國家監獄の爲めに、不利益、且、國家の安危に關する次第にして、遺憾に堪へず、抑、看守は、直接囚人に對し、獄則執行官なり、如何に、獄則完備すと雖も、實地に活用する看守、其の者にして、不完全ならば、完全の實効を見ることが能はざるなり、實に看守は、監獄改良の基礎にして、重大無限の職務なり、又、實際右の如き勤務を、他の官吏、又は人民勞動的勤務に比較しても、普通外の酷務なりと愚考す、或は、全國監獄中、此の勤務より、少しは寛なる所ある可しと雖も、大同小異にして、看守勤務は、人間以外の勤務なり、依りて、當局者に於て、全國看守勤務の一定を計らん爲め、左の如く、規定して、發布あらんと希望す

一日勤時限は、八時間以上、十時間以下
 一晝勤、夜勤、又は、一晝夜交代は、半々時間にて、交代せしむると

一 立番、又は、歩行巡警、又は、立番換束する者は、二時間に一時間の休憩、又、夜警にありては、二時間毎に、二時間の就眠を爲さしむるも、一週間に、一日の全体を與へるも、

一 非常事變、又は、看守百人に對する十人以上の欠勤者なきまきの外、皆勤休暇は、成規通、皆勤順序により、十名に對する一人の割合を以て、下賜休暇せしむ可し

一 勤務時限とは、出勤より退勤迄を云ふ、故に、出警中は、休憩す可きも、勤務時限の内なり

●疑點八束

井蛙疑嘆生

一 刑事被告人は、金鉄の類にあらざれば、足袋の爪掛、井に肌着等へポタン、の付着しあるを使用せしむるも可なるか、

一 刑事被告人、及、囚人は、監房内に於て、眼鏡を使用せしむるも、苦なきものなるか

一 刑事被告人は、監房内に於て、毛布の上に着坐し居るも、可なるものなるか、若、妨げなしとすれば、坐布団も可なるか、如し、又、貳枚繼の毛布を壹枚と見做し、差入るも可なるか、

一 刑事被告人の居房には、疊を敷くも可なるか、如きも、檢束上より論ずるときは、物件を包藏する容易なるものなれば、一般薄壁にしては、如何なるか、

一 明治八年第六十五号、大政官達によれば、官吏金銀を貸して、利を獲るが如きは、差聞へなしとあり、然るに、現今内地の景狀によれば、貸金營業として、其の營業税を納むる者、其の數夥なしとせず、然る上は、失張刑法第二百七十五條に包含し居るものと見做して可なるか、如しと雖ども、別に抵觸はせざるものなるか、同條相互の貸借は、素より差聞なきものか、如しと雖ども、職を奉ずる者、所有の不動産を賣

却して、陰に巨額の金銀を、民人に貸付し、制限外の利子を獲る者なしとせず、尤、金銀は、貸借上に付、随分苦情を醸成するものなるも、利子を獲るも、差聞へなしとの明文ある以上は、上官之を默許するも可なるものなるか、

一 官吏の家族にして、公然にあらざれば、理髮廳を営むも薄給官吏等に、差聞なきか、

一 看守巡查は、採用規則のあるありて、未丁年者にして、奉職、又、採用の出来ざる、察て明かりなり、又、未丁年者の志願書へ、戸籍保りの奥書を要すべし、尤、注意を加へざるべからざる筈なるに、中には、未丁年者にして、職を奉ずる者あるも、保し難し、右は、如何なる情實あるも、勅定を乱用するふと甚しと云はざるを得ず、素より惡漢無頼の徒を檢束する役なれば、無能力者、其の位置に侵入するときは、適當ならざるが如し、列任待遇者にして、斯の如き以上は、上等司獄官は、殊更注意を要すべきものにはあらざるか、

一 近來壯年輩は、職を奉ずるものに、粗暴を活潑と同一思する者あり、看守は、素より、活潑機敏なるを要す可なるが如しと雖ども、惡漢無頼者を、檢束するの職なれば、活潑と粗暴と、自、分離せざるべからざるものにはあらざるか、

●土居臥牛生に忠告す

空中后眼生

監獄協會雜誌第八十五号欄内に、刑罰と監獄と云ふ題目にして、如何にも長たらしく述べられたるが、后眼生は、睡る眼も睡らず、復讀するも、あまり長文にして、臥牛君の主眼とする點は、何にあるか、知得する能はざるも、感化的自由主義の主張論者と假定せんか、臥牛君は、無智の司獄官と云ふ文字を、職圖所に用ひられたるは、如何なる識見より出たるものか、思ふに、臥牛君も、監獄内外なるも、監獄には熱心

の人と見ゆ、果して、局外の人ならば、文章外國教厚信者と解せざるべからず、若、又、監獄内に職を奉ずる人ならば、后眼生の主義とは、大度なり、臥牛君は、日本監獄にある在監人か、感化的自由主義を以て、在監人の減少を謀るに足るを得る見込なるか、否、扣訴豫納金全額の關連を否決せられたるを見ても、推知するを得るならん、果して、臥牛君は、司獄に職を奉ずる人ならば、御身の勤務の不行届なる必然ならん、后眼生は、口には美を唱へず、實地強制制、紀律主義を主張するものなり、夫、看守は、常に軍人の紀律に服従し、執務中は勿論、休暇又は御雷私交の時にありても、格として、秩序あること、憤、波の軍紀に於けるが如く、徳義正肅の習慣を道らざるべからざるものと思惟せり、然るに、臥牛君は、此の點を畫餅にして、止たに在監人に對する感化的自由主義のみを主張するより、出でたる無智の司獄官と云ふ文字を、幾個所にも用ひられたるは、實に取るに足らざる論文と云はざるべからず、臥牛君に忠告するものなり

官報

○敘任及辭令

内務省警保局長 小野田元徳
 警部府へ 出張後仰付(四月十七日內務省)
 北海道集治監書記兼看守長正八位勳八等 千石 徹
 北海道集治監分監長 千石 徹
 北海道集治監分監長 千石 徹
 北海道集治監分監長 千石 徹
 北海道集治監分監長 千石 徹

銚路分監詰ヲ命ス
 北海道上集治監分監長 千石 徹
 北海道上集治監分監長 八田 龍男
 十時分監詰ヲ命ス(以上四月六日同)
 北海道上集治監分監長 八田 龍男
 山形縣典正八位 大樂 新造
 鳥取縣典正八位 堀内 久保
 陸路支署長監獄書記 長谷川信綱
 監獄署第一課長 鈴木 家雄
 湖北支署長書記兼看守長 花房 敬
 兵庫分監首座 井上信之助
 任看守長給七級俸第二課長ヲ命ス 監獄署勤務看守長 川島 聖徳
 任書記兼看守長給九級俸兵庫分監勤務ヲ命ス 監獄署勤務看守長 濱田民次郎
 給九級俸 全上看守長 小金丸勇之助
 任兵庫縣看守長給十級俸監獄署勤務ヲ命ス 看守 野田 勇徳
 依願教諭師ヲ解任 全上教諭師 野田 勇徳
 兵庫縣教諭師ヲ解任 全上教諭師 魚返 哲兼
 兵庫縣尋常師範學校書記ニ聘任 全上監獄書記 野瀬田庄之助
 兵庫縣教諭師ヲ解任 年俸拾圓給與 市野 得心
 龍野監獄支署勤務ヲ命ス 兵庫縣教諭師ヲ解任 年俸六拾圓給與 野田 勇徳
 監獄署勤務ヲ命ス 監獄署勤務教諭師 渡邊 龍藏
 依願教諭師ヲ解任 監獄署勤務教諭師 福根梅三郎
 任兵庫縣監獄書記月俸拾圓給與 看守 吉田富太郎
 看守部長ヲ命ス 看守 山室啓次郎
 補助監署附與ス 全 佐田 清吉
 全 城 他 人
 全 兵庫分監勤務全 伊丹延次郎
 全 姫路監獄支署勤務全 手塚小傳次

藤井金一郎 船木増太郎 島田金之助 森田三男七 荒川哲藏 田中熊男 松浦増太郎 長谷川末次郎 小松宗之助 吉田新吉 森幸三郎 矢田鶴次郎 佐々木善一 岳藤象太郎 三島新之助 澁川壽男 齋藤保次郎 松本勝太郎 島根縣監獄醫ナ命ス但教習中月俸六圓給與 海月俸拾六圓 海政監獄支署在勤ナ命ス 任看守長兼監獄書記給十級俸 監獄書記兼看守長 監獄署第二課勤務第一課兼務ナ命ス 任監獄書記兼看守長給九級俸 看守長兼監獄書記 監獄署第三課勤務第二課兼務ナ命ス 任看守長兼監獄書記給八級俸 任看守長兼監獄書記 宇治山田監獄支署在勤ナ命ス

松本十代治 島川幸太郎 梶谷清次郎 岡野卓爾 矢田波三郎 石原爲太郎 齋藤貞一 八杉 谷野伊三郎 宇野國太 尾木恒太郎 形山安市 江木熊吉 齋田龜太郎 里見乙市 佐野 波部 虎吉

監獄署 富村金次郎 伊藤幸次郎 丑島 時行 川合八二郎 一樂彦四郎 川合八二郎

看守長兼監獄書記 佐々木平三郎

依願再本官 押丁 大久保庄助 安川敬三郎 宇田貞太郎 樋口勝爲親 樋口勝太郎 松本留吉 宮岡松藏 齋部靜寛 磯田留次郎 三橋牛次郎 柳澤善次郎 田中亦留吉 島海政兵衛 大石海賀吉 大林平吉 金坂平吉 和田常太郎 松永紋藏 戸村金治 本莊三左衛門 上代宗三郎 鶴澤登吉 中田常次郎 井上六次郎 井上六次郎 押丁 山川得意 伊東景敏 西山祝敏 上田申之助 大木勘次郎 關川幸次郎 大西宣行 片岡富士藏 松井清 渡邊善太郎 川崎芳藏 柳坂靜造 柳田正保 伊藤幸三郎 井上 街 江口爲吉 時田全三郎 赤海重太郎 赤田文之助 富田久藏 尾瀨嘉吉 小池富吉 小川道太郎 佐藤久治 齋藤源三郎 結城源三郎

看守監獄書記 橋村 正

押丁 小久保 尊太郎 内川平太郎 宇野野賢司 全 江口輝太郎 全 澤田小六 全 瀧口梅三郎 全 佐瀬庄三郎 全 秋葉香三

以上看守部長ナ命ス 看守部長ナ命ス 水更津監獄支署在勤ナ命ス 福岡監獄支署在勤ナ命ス 看守教習所教師兼務ナ命ス 月俸貳拾五圓給與 縣立福井病院富直醫補兼務ナ命ス 任福井監獄醫 月俸貳拾五圓給與

本職ヲ免シ縣立福井病院富直醫補事務ナ命ス 福井縣看守ナ命ス但教習生ナ命シ月俸六圓給與

押丁 久野 謙太郎 鬼島基太郎 杉崎 傳九郎 柴山信三郎 戸田 多十郎 布留川 多十郎

看守 布留川 勇 大須賀 寅 小泉 福造 赤澤 正孝 吉田 周造 全 川西初太郎 全 小栗熊次郎 全 人

監獄署 廣部 隆太郎 島田 吉壽 松山直次郎 田中源太郎 菊太 藤吉 大林榮次郎 大瀬房太郎 小泉昇二郎 小澤與吉 谷失喜三郎

玉村第一 北海道監獄醫島田支署看守長兼書記 藤田 徳彌 監獄署 立澤時太郎 監記 須藤 守忠

押丁 小久保 尊太郎 内川平太郎 宇野野賢司 全 江口輝太郎 全 澤田小六 全 瀧口梅三郎 全 佐瀬庄三郎 全 秋葉香三

以上看守部長ナ命ス 看守部長ナ命ス 水更津監獄支署在勤ナ命ス 福岡監獄支署在勤ナ命ス 看守教習所教師兼務ナ命ス 月俸貳拾五圓給與 縣立福井病院富直醫補兼務ナ命ス 任福井監獄醫 月俸貳拾五圓給與

本職ヲ免シ縣立福井病院富直醫補事務ナ命ス 福井縣看守ナ命ス但教習生ナ命シ月俸六圓給與

押丁 久野 謙太郎 鬼島基太郎 杉崎 傳九郎 柴山信三郎 戸田 多十郎 布留川 多十郎

看守 布留川 勇 大須賀 寅 小泉 福造 赤澤 正孝 吉田 周造 全 川西初太郎 全 小栗熊次郎 全 人

監獄署 廣部 隆太郎 島田 吉壽 松山直次郎 田中源太郎 菊太 藤吉 大林榮次郎 大瀬房太郎 小泉昇二郎 小澤與吉 谷失喜三郎

○岡山縣ニ於テ全上 全 平山 藤太

○熊本縣ニ於テ看守卒業生左ノ如ク 熊本縣看守 高巢小三郎 全

○岡山縣ニ於テ全上 全 平山 藤太

監獄署 立澤時太郎 監記 須藤 守忠

佐藤 喜造 花芳新吉 坂野 芳治 富山 喜作 鏡野 真吉 福尾 貞吉 神尾 大三郎 戸部 福太郎 秋山 福太郎 額 巳三郎 淺野 定一 矢吹 栗一 小野田 喜十郎 西村 忠一 風早 小吉郎 風早 小吉郎 淺野 金次郎 千原 誠之助 川上 菊次郎

| | | | |
|--------------|-----|--------|---|
| 優等 鈴木重義 | 全 | 野崎益 | 全 |
| 全 水島可也 | 全 | 兒玉順三郎 | 全 |
| 全 笠谷角太 | 全 | 淺沼又七郎 | 全 |
| 全 佐藤慶次郎 | 全 | 三宅壽志 | 全 |
| ○栃木縣ニ於テ全上 | | | |
| 看守 鈴木喜市 | 全 | 飯島忠作 | 全 |
| 全 山田精作 | 全 | 長島禎作 | 全 |
| ○佐賀縣ニ於テ全上 | | | |
| 看守 石橋竹一郎 | 看守 | 古賀巳之吉 | 全 |
| 全 高橋惟春 | 全 | 古川淺吉 | 全 |
| 全 内田與四太郎 | 全 | 江口安一郎 | 全 |
| 全 横尾林三 | 全 | 古館熊太郎 | 全 |
| 全 福山又吉 | 全 | 北村欽一 | 全 |
| 全 深見一熊 | 全 | 西岡繁吉 | 全 |
| 全 小丸榮太郎 | 全 | 平川常四郎 | 全 |
| 全 小野令吉 | 全 | 榎波類一 | 全 |
| 全 林萬太郎 | 全 | 徳久類吉 | 全 |
| 全 三瀬徳太郎 | 全 | 北島保一 | 全 |
| 全 古賀大三郎 | 全 | 陣内勝弘 | 全 |
| ○廣島縣ニ於テ全上 | | | |
| 梅田超次郎 | 西川 | 西川正隆 | 全 |
| ○北海道監獄署ニ於テ全上 | | | |
| 優等 土居守衛 | 看守長 | 拉河健平 | 全 |
| 全 安部金吾 | 全 | 西方勸左衛門 | 全 |
| 看守 高井保吉 | 全 | 田口謙助 | 全 |
| 全 高杉林次郎 | 全 | 折原勝重 | 全 |
| 全 藤波喜兵衛 | 全 | 岡谷勝正 | 全 |
| 全 藤川熊吉 | 全 | 島田可實 | 全 |
| 全 吉川木仁吉 | 全 | 河合菊太郎 | 全 |
| 全 吉川忠太郎 | 全 | 下田前之助 | 全 |

なりぬ、但該堂の構造方等に到ては、資て吾人か夢考どなすへきもの少なからぬと餘白なければ、次號に譲らん

編者 白

開場式典の當日は暴風雨の爲め殆んど困難を極めたる有様にて豫て客僧も來盛あるへき筈なれば署員一同大に氣遣ひしも幸ひ正午過より快晴なりしと又島田、佃兩教誨師の斡旋にて築地本願寺より特に多田賢住、一二見盡演、佐竹智應、潮留誘成、三好宗致、福並定圓、廣井圓瑞、山本貫通、の諸氏宗務上の友義により出張せられ午前時本尊佛像の遷座莊嚴供物香華萬般頗る丁重に整頓し四人の入場排置は正午時より始めて諸般の準備整理を告ぐるや直ちに典獄及署員は徐々式場に出て、若席す此時典獄は佛前に拜禮の后ち總囚に向ひ開場の式辞を朗讀し了るや、佃教誨師は佛前に進んで燒香をなし次に客僧若席多田賢住師以下佛事を勤行す序て全師は熱心なる一席の教誨をなし一二見盡演師亦懇篤なる教誨を加へ了て典獄以下佛前に禮拜し爰に於て佃教誨師開堂式終結の事を報告せり此日典獄の朗讀せる式辭を得たれば左に掲ぐ

●教誨堂開場式典の辭

陽帝春を報して萬物之れに應ず黃兒已に喬木に登り櫻

| | | | |
|-------------------------|---|--------|---|
| 全 曾根敬作 | 全 | 與田愛一郎 | 全 |
| 全 佐野保二 | 全 | 林豐治 | 全 |
| 全 相馬策治 | 全 | 鈴木宜平 | 全 |
| 全 中山新一郎 | 全 | 山田力之助 | 全 |
| 全 島隆源吉 | 全 | 村田敬藏 | 全 |
| 全 種田孝吉 | 全 | 佐々木万一郎 | 全 |
| ○京都府ニ於テ全上 | | | |
| 看守 湯口正吉 | 全 | 中川松藏 | 全 |
| 全 佐藤牛兵衛 | 全 | 外本美久 | 全 |
| 全 高見真之助 | 全 | 小川梅吉 | 全 |
| 全 小仲藤吉 | 全 | 金小川豊盛 | 全 |
| 全 鹽田榮次郎 | 全 | 森源之助 | 全 |
| 全 櫻田代助 | 全 | 松下榮次郎 | 全 |
| ○北海道監獄署ニ於テ左ノ人々へ補助証書ヲ授與ス | | | |
| 看守 間下信近 | 全 | 清野誠旨 | 全 |
| 全 高知又四郎 | 全 | 佐原義春 | 全 |
| 全 岩田敬顯 | 全 | 澤田爲次郎 | 全 |
| 全 速水民之助 | 全 | | |

通信

昨廿七年六月より着手せられし、東京集治監教誨堂の建築工事は、本年四月上旬落成し、去る十四日と得たれば、左に載録して會員諸君子に、報するにと、花當に爛れたるの好時季に際し茲に當監教誨堂の建築工了へ本日と以て開堂の式典を擧ぐ豊に一言の辭なくして可ならんや

顧みるに當監開設以來孜々衆囚の教誨に力を悉し日猶は足らざりしと雖教堂の設け其完美を欠き隔靴搔痒の憾に堪へざりしと既に十有余年今日始めて此の如き宏潔にして神聖なる教誨堂を設置するの幸に際せり爾後教誨益々其光彩を放ち衆囚か徳性を涵養するの効又將さ其度を嵩さんどす衆囚の幸福固に是れに如くものあらざるへし噫矣衆囚よ嚮きに其偏性私欲を制する能はず罪惡に沈淪し頑迷不靈終に其迷夢を脱離する能はず社會公衆に流毒し世道秩序を紊亂し天其罪を正し遂に世間隔離の人となる豈悲まざるへけんや

然りと雖も若し天の行爲をして昔時にあらしめば其身に加はるものは必ず鼎鑊にあらすして何う奚んぞ復た現世に出づるを得ん今や幸にして開明の聖世に生れ皇恩海岳の仁政に浴するを以て當に其生命を全ふするを得るのみならず優愛なる教誨に因り完美なる良民となり再び人間社會に伍するの幸福を受くるを得ん

嗚呼汝ら衆囚よ夫れ之を是れ深く願みす速かに善に歸すると能はずんば奚んぞ三千年來 皇室を泰山の安さ

に擁護し奉りし至忠至誠なる汝か祖先に對する面目あらん記憶せよ克く忠に克く孝に天壤無窮の皇運を扶翼するは我國体の精華にして汝等か常住實踐躬行すべき宗祖以來の恒性なるを且つや汝等の親族故舊は汝等の爲に局天跡地世間に濶歩するを憚るに關せず仁慈猶は失せず汝等か服役を全ふして歸來するの一日も速かならんとを待つと久し然るに汝等其支費なる情狀を省せず速かに出獄するを計らすんば汝等の親族故舊も亦長くないの淵に沈せん

鹽突無心の紳木すら春に還へば開花爛熳として笑ひ無情の禽鳥又喬木に登て嬌舌を弄す汝ら萬物の靈此聖世に遭遇し豈發奮一番改過遷善の一大決心なくして可ならんや况んや此宏潔なる本堂新たに成る汝等日常教誨副の懇篤なる保祐開導に倚頼し其胸襟を開宏にし其心志を淨潔にし翻然從來不良の心術を一新して聖善に歸順する斯の堂の似くせよ

明治二十八年二月十四日 東京集治監典獄 石澤謹吾

●三池集治監吏員の貯金

天變地異は、豫、測る可からず、病難死厄は、亦、豫め期す可からず、豫期す可らざる災厄は、畢生間に於て、到底免れ得へからざる非運なり、されば、儼然無

看守貯金規約

第一條 本監に奉職する看守は、毎月其の俸給百分の五以上、各自の名義を以て、逕信貯金取扱所へ、預け入るゝものぞす

第二條 貯金は、轉任、解任、休職、死亡等の外、下渡の請求を爲すことを得ずとも、自己の婚姻、父母、妻子、葬祭其他、水火風災等、實際止むとを得ざるものと、第二課長に於て、認めたるときは、詮議の上、貯金半額以内、下渡の請求を爲すことを得但、百分の五以上を貯金したるものは、隨時受取ることを許す

第三條 昇級退職等にて、俸給に異動を生せしときは其の翌月分より、増減するものぞす

附 則

一貯金事務は、第二課に委員を置き、取扱ひ、第二課長に於て、總攝するものぞす
 一各區担当看守長は、毎月五日迄に、其の區内に於ける前月分の貯金を取纏め、取扱委員に交付するものぞす
 一貯金通帳は、第二課に保管し、貯金登記簿通知書は各自に保管するものぞす

事なる平日に於て、十分之か備へを爲すにあらざれば一朝不慮の災厄に遭遇せんか、忽、云ふ可からざる恭境に沈淪するに至るとは、必然の理なり、之を以て、備荒貯蓄の必要や起るへし、殊に官海に、其の身を委する者は、轉任解任等、不時の出来とありて、往々困難に陥るか如きとあり、其の結果、煩を他人に及ぼし、遂には、官署の体面を潰し、吏員の信用を缺くに至るか如き、實例は、世間に於て、聞々あるとなり、是、最、平素慎戒す可きとなりて、現典獄菅井氏は、其の當時多少の異論ありしにも拘はらず、職務勉勵の必要と共に、貯金の爲さる可からざるを、頗、獎勵せられ、左の看守貯金規約なるものを設け、昨年五月以降實行せし所、其の結果、最、宜しく、今や、既に其の貯金は、千有餘圓の高額に昇りたり、斯く其の金額を増加するに及んては、望蜀の念之に加はり、益、勤儉以て貯蓄するの美風を養成し、各自其の貯金に、後來の企望を屬すると全時に、職務上に、益、熱心精勵するの好結果を得たり、而して、該貯金を正確ならしむる爲め、勤務の餘暇を以て、典獄を始め、各課長立會ひ、毎月精密なる検査をなすこととせり、今左に貯金規約を掲げて、同感者の參考に供せん

一貯金高は、典獄各課長立會の上、毎月之が検査を行ふものぞす
 但、場合に依り、臨時之を行ふよとあるへし

●三池集治監在監人死亡

者追吊會

煙外居士投

客月廿一日、第二回の合葬建碑成りたるを以て、全監開設以來の死亡者、總數六百三十四名の追吊會を、附屬墓地にて舉行されたり、本日は、近傍兩本願寺派僧侶十數名、會同して、叮嚀なる讀經あり、又、典獄以下一二名、祭文を朗讀して幽魂を吊せられ、有志者の參列、殆、五十名あり、今、典獄其他の祭文を得たれば、左に記さん

人、豈、悲みなからんや、而して、死の悲みより、悲しきものあらず、况、不幸にして死して之を葬り、之を祭るの親戚知友なきものをや、思ふに、此等は、終天の怨を呑みて、地下に瞑する能はず、幽魂空しく歸するに處なかるべし、誰か事を痛み、之を悲しまざるものあらん

語に曰はく、君子は、其の罪を惡みて、其の人を惡まずと、嗚呼、死者、將、何の罪かあらん、假令、生前

法網に觸れ、囹圄の裡に呻吟せしものと雖ども、齊しく、是、同胞たり、而して、死後之を顧みるものなきに至りては、其の不幸悲しまざらんと欲するも得べけんや

今茲に、本監在監人死亡者、第二回合葬碑成るに及びて死者惣員六百卅四名に對し、追吊會を舉行す、嗚呼、幾多の幽魂、昏冥途に迷ふもの、希はくは、迷界を脱離し、悠然永く九泉の下に眠せよ、法師讀經、有志の士參列して、茲に清奠を薦む、靈乎靈、髣髴として來響けよ

明治二十八年三月廿一日 三池集治監典獄菅井誠美
維時明治二十八年三月廿一日、三池集治監在監者の亡靈追吊會を舉行せらる、依りて告く、

本監開設以來、既に十星霜餘を經過し、此の間死者の總數、殆、六百三十四名なり、而して、明治廿四年第一回の合葬を爲し、本日第二回の合葬建碑成れり、顧みるに、此に埋葬せる死者の總數は、曩に、王法を犯して、囹圄の身となり、遂に、生命を亡へるものなり斯の如き、造惡の所業は、甚、之を惡むべしと雖ども却りて、其の人は憐むへし、之か原因を探れば、悉く一朝の迷妄に歸せざるはなし、豈、痛ましからずや、

悲境に遭遇す、最、哀むべきなり、况、身は鉄窓の下に、縲綯の苦に繋かれ、風寒く月冷かなる夕、將に死に瀕せんぞし、憂愁煩悶の裡、往事を追想し、舊惡を思念せば、爲めに血涙を流して、哀を天地に請ひしもあらん、或は、刑期の滿つるを待ちて、多年老親を暗涙の淵に泣かしめし悲思に酬いんとし、妻子を餓渴の難に苦しめ情を慰せんと期したるも、空しくなりしもあらん、或は、其の家亡ひて、其の祀絶ねたるもあらん、其の慘狀一々縷述すへからざるなり、是、余か亡囚の事を思ふ毎に、未、嘗、殊に悲哀の情を催さずんばあらざるなり、今や、政朝生民撫育の深き、本監吏員諸氏、仁慈の厚き、此の法苑を設けて、盛んに奠を布き、恭しく神明佛陀の冥護を祈りて、亡囚の遺靈を慰せんとす、亦、以て瞑すへきなり、嗚呼、幾多亡囚の遺靈よ、希はくは、彷彿來りて、遙に天恩の辱さを拜し奉りて、此の典を響せよ

本派本願寺出張知恩社幹事 間山正秀

●教誨新報發行の主意書

文化の發達は、出版物の盛衰を以て、之をトするを得べし、今や、書籍雜誌の發兌、其の極、盛に達し、文學技術法律の類より、凡、宇宙間の事物を攻究するの

落花風の定まるを待たざるか如く、死生命あり、業果夙に定まるとは云へ、凡、人生の不幸なるを死に過ぎたるはなかるべし、而も、况、死して其の歸する所を得ず、空しく昏迷の途に迷へるものにをや、思ひて此に至れば、潜然として、誰か坐に悠然の情ならん、即、此の至大の不幸に沈淪するもの、在監者幾多の幽魂にあらすして何ろ、是に於て、本監典獄は、十數の法師を招聘せられ、有志者參列時蓋の奠を設け、讀經以て死者總ての佛事を修められ、今や、香花咲芳し、清淨自然に備はり、茲に初めて法海の波に浮へるか如し、嗚呼、數多の幽魂よ、何等の厥福か、之に如かん正に知る、迷界を脱離して、解脱の域に歸せる事を、請ふ颯然として、來り享けよ

明治廿八年三月廿一日 三池集治監書記 安松虎雄
維時明治廿八年三月廿一日、本監死亡囚徒追吊合葬の典を舉行せらる、予幸に茲に列するを得たり、豈、一言の吊辭なきを得んや、嗟噫、夫、人生の無常なる管に草上の朝露、風前の燈火のみならざるなり、晨に桃李紅顔の裝あるも、夕に獨り骸を郊原の苔の下に埋む、親しく語を交へし芝蘭の友も、遠く野外に送られて、徒に鴻雁の月下に語あるのみ、人生此の短暫たる

書冊なきはなし、然れども、獄事に關する書冊多かりと雖ども、獨、囚人の心性を矯正するに、適當なる書籍雜誌の刊行なきは、識者の遺憾とする所なり、故に、今般、諸大家の贊助を得て、教誨新誌と題する修身的新誌を刊行し、囚人の心性改良に須要なる事項を網羅して、感化上最良の機關となり、之か指示者たる任務を盡くし、獄事改良上に、聊、裨益を與へんとす冀くは、司獄の職に在る諸士、左の各項を御熟覽の上賛成の榮を賜はらんことを、伏して望む

教誨新報は專、道德的事項を掲げ、教誨の効果を全うし併て、檢束上、尤、弊害ある雜談を遮斷するの便益に供す

教誨新報は全國集治監、假留監地方監獄に於て、免幽閉、特赦、假出獄を許されたる者、亦、賞表を受けたる囚人の犯情、刑名、刑期、姓名平素の行狀等、其他、感化上必要なる事を掲載す

教誨新報は各監獄教誨師、及、有名なる僧侶の法話を掲載す

教誨新報は修身學の講義を掲載す

教誨新報は囚人に必要なる、政府の法令、并に之か解

釋を載す
教諭新報は毎月二回刊行す

發 福田熊太郎
起 川口保
人 上島英行

●警視廳監獄市ヶ谷支署 在監人心得

- 一 在監人は、常に柔順勉勵を旨とし、誠實温厚を專とし、且、秩序清潔を主とし、以て方正の行狀を保持すへし
- 二 揭示事項を謹守し、且、署員に對しては、眞實尊敬を加へ、其命令に對し、返言を陳へ、若しくは之に抵抗する等のことあるへからず
- 三 官吏に對しては、何々様、又は何々御係と唱へ、在監人相互に於ては、何號さん、又はあなたと唱ふへし、返辭は、總てはいと云ふへし
- 四 貸與、及、給與せられたる物品は、故に之を汚損し、投棄する等のことなく、鄭重に取扱ひ、且、常に秩序正しく、保存使用し、汚損したるときは看守に申出つへし

- 一 踞座のときは、兩手を膝上に置き、低頭すへし
- 一 一齊に敬禮せしむべき場合には、左の令に依るへし
- 一 氣を付けし 服役中、此の令ありたるときは、準備をなし、姿勢を正しうすへし
- 止まれし 進行中に、此令ありたるときは、停止して、姿勢を正しうすへし
- 二 禮 此の令にて、一齊に立體のときは、兩手を垂下し、體の上部に屈むへく、物品を携帯し、又は笠を冠りたるときは、前規定に依るへし
- 正座のときは、手を膝上に置き、低頭すへし
- 三元へ 此の令にて、原體に復すへし
- 四 進めし 此の令にて、進行中に係る者、再、進行を始むへし
- 八 往復途中は、頭部を前に垂傾し、左右又は前後を眺むることなく、兩手を垂下し、容姿を正しうすへく、二人以上なるときは、各、二歩の距離を保ち、其の列位を離るへからず
- 九 常に、言語動作を謹み、謂れなく、笑を含み、又は、故に、咳拂をなし、若しくは、欠伸する爲めに、故に發聲する等のことあるへからず

但、小破に係はるもの、休役時間に於て、各自に、之を補修せしむることあるへし

- 五 訴願同等は、(就役者に在りては、特に緊急を要するもの、外は、就役時間外に於て)看守に申出つへく、一身上に關するの外は、猥に之を爲すへからず、但、署員の所置に對する訴願は、直に署長又は看守長に申出つることを得
- 六 巡閱官の來署あるときは、豫、告知すべきを以て訴願せんとする者は、該官巡閱の際居所を離るることなく、穩に其の旨を、看守に申出つへし
- 七 官吏監房工場等に臨みたるるとき、其他應答をなさんとするとき、若しくは途中に於て、出會したるときは、姿勢を正しうし、左の如く、敬禮を行ふへし
- 一 立體のときは、兩手を垂下し、體の上部を前に屈むへし
- 一 正座のときは、兩手を膝上に置き、低頭すへし
- 一 物品を携帯したるとき、又は笠を冠りたるときは、其の儘低頭すへし、但、笠を冠りたる節、物品を携帯せざるときは、右手を、笠の前面に懸くへし
- 十 何れの場所にてても、胡座立膝をなし、又は、脇組懷手をなし、若しくは、手を又き、手を帯に狭む等のことあるへからず
- 十一 服裝は、常に整秩を保ち、襟を折り、袖を返し、腹部を顯はし、及、帯を、前部又は側面に結ぶ等のことあるへからず
- 十二 監房役場若しくは、教諭席に在りては、容姿を紊り、外方を詠め、眼を閉づる等のことなく、專、靜慮を保つべし
- 十三 手拭は、就役中は勿論、監房等に在るも、之を縦四折し、帯の右側腰部に挟むへく、又、入浴後は、一定の場所に懸け、之を乾かすへし
- 十四 監房役場の席順は、能く記憶し、恣に、居席を離るることなく、又、猥に他の場所に到り、若しくは、他人の居席を侵す等のことあるへからず
- 十五 文書(訴願信書等)は、(就役者は緊急の場合を除くの外は、就役時間外)一定の場所に於て、看守の面前にて、之を認めしむへし、但、信書は、郵便端書を、使用することを得
- 十六 文書は、總て文飾贅言を省き、之を認むへし
- 十七 自、文書を認むること能はざるものは、其の代

書を、看守に願出つるを得へし
 十八 外來の書類は、見讀りたる後、之を領置すべく、若、裁判上携帶の必要あるときは、其の旨を申出つへし

十九 他人の文書を代書し、又は、訴願等を、勸誘指示すへからず

二十 私に、通信等を囑托し、又は、其の囑托を受くる等のことあるべからず

廿一 親族故舊等に、接見をなすときは、立會官吏の豫告したる事件の外、決して、他事に及ふへからず

廿二 非常の事變あるときは、猥に、喧雜することなく、靜に官吏の處置を俟つへし

廿三 一時に、下付すべき書類は、字引の外、囚人、懲治人は一冊、刑事被告人は、三冊以下とし、看覽済の書籍を返納して、他の書籍の下付を受けんとするときは、囚人、懲治人は、毎木曜日、刑事被告人は毎火曜日、金曜日に、看守に申出つへし、但、書籍を購求せんとするものは、囚人、懲治人は、毎木曜日に、刑事被告人は、毎水曜日に、看守に申出つへし

廿四 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

廿五 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

廿六 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

廿七 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

廿八 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

廿九 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十一 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十二 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十三 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十四 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十五 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十六 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

三十七 無根の妄説を流布し、及、不穩の企てをなし、

又は、他人を煽動し、若しくは、無實の言を以て、自首する等のことあるへからず

廿五 書籍を音讀し、靜肅を妨ぐる等のことあるへからず

廿六 自他の違令犯行に付、訊問を受けたるときは、速に其の事實を陳述すへし

廿七 就役時間中は、其の定役たるを、請願役たるを問はず、全力を盡くして、勉勵し、以て科程の完了を期すべく、又、如何なる場合と雖も、指定外の役業をなすへからず

廿八 幼年囚、懲治人、學業を受くるときは、専心勉勵し、特に、方正の行狀を保つへし

廿九 就役中は、必要なる薬品、及、機械の下付を受け、鄭重に取扱ひ、之を濫用毀損し、又は、放棄紛失し、若しくは、故に粗惡の物品を製作する等のことあるへからず

三十 自己の役業に就き、他人の助力を受け、及、科程を詐り、又は、宥恕を謀り、若しくは、他人の科程を補助する等のことあるへからず

卅一 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅二 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅三 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅四 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅五 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅六 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅七 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅八 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

卅九 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

四十 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

四十一 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

四十二 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

四十三 自己の技藝に誇り、他人を凌ぎ、又は自己に及ばざるを笑ふ等のことあるへからず

度 數

囚人懲治人 一ヶ月 五回

賞表一箇、又は二箇を有する囚人 同 六回

賞表三箇を有する囚人 同 七回

卅六 懲罰中、並に處罰後の者は、一ヶ月以上、二ヶ月以内、食物購求を許可せず

卅七 役場に於ての用便は、出役より還房まで、五回以下、看守の令(一列ならは一列に従ひ、一列より順次之をなすへし、晝間監房内の用便も、亦、同し)に従ひ、一列より順次之をなすへし、晝間監房内の用便も、亦、同し

卅八 監房に於ての用便は、看守の令に従ひ、還房後より就寝までの間二回、起床後一回、之をなし、就寝より起床までは、隨意たるへし

卅九 隠語を用ゐ、又は、形容を以て、意思を通ずる等のことあるへからず

四十 物件を包藏し、又は、私に之を作爲すへからず

四十一 樹木を採折し、又は、菓實を採取すへからず

四十二 運動中は、遊戯をなし、或は、柵に手を觸れ、若しくは、疾驅する等のことあるへからず

四十三 遺失物あることを認知したるときは、直に、看守に申出つへし

四十四 詐病を構へ、診察を請ふへからず

種類價

牛肉 價三錢 馬肉 同二錢 豚肉 同二錢

鳥肉 同三錢 魚肉 同二錢但鮮魚は同三錢 鶏

卵 同三錢 煮豆 同壹錢 甘藷 同八

- 四十五 疾病劇甚の外は、一定の時間に、診察を請ふへし
- 四十六 他人の飲食物を喫し、又は、他人の衣服臥具、其の他の物品を使用すへからず
- 四十七 就寝後は、木枕を、臥具の上に載せ、又は木枕の上に、臥具を敷き、或は臥具を以て、面部を覆ひ、若しくは、裸體にて、寝臥する等のとあるへからず
- 四十八 手拭又は帯紐の類を以て、臥具の下部を結束する等のとあるへからず
- 四十九 就寝時限外に、睡眠すへからず
- 五十 他人と同衾すへからず
- 五十一 監房内に於ける臥具の取扱、盥の分配、及、團圍の掃除、木履の排列等は、輪番を以て、之をなさしむ
- 五十二 懲罰滿限の者は、相當の期限内に於て、役場に於ける團圍の掃除、木履の排列等をなさしむ
- 五十三 監房役場の窓、格子等より、物件を投棄し、又は、水を注射し、若しくは、柱、羽目板の間隙に、物件を挟む等のとあるへからず
- 五十四 監房内の書籍用紙等は、秩序正しく整理すへ

此の令ありたるるとき、看守の令(正座^{二列又は})にて、一列より、毎列順次起立して、豫て點檢の爲めに定めたる箇所^二に到り、列順を以て正座し、兩手を膝上に置き、點檢を受くるの準備をなすへし

三開盥點檢令 ○○○○

此の令ありたるるとき、看守の令(禮)にて、低頭して點檢を受け、令(元へ)に従ひ、原體に復すへし

四出房令 ○○○○

此の令ありたるるとき、出房の用意をなし、看守の令(列^{二列又は})に従ひ、一列より、毎列順次出房し、一定の場所に到り、五列に躊躇し、令(禮)にて、一齊に、低頭し、看守長の點檢を受け、令(元へ)にて原體に復し、令(立て)にて、起立すると同時に、進むべき方位に向かひ、(後又は左右に向かひ、^{右へ向かひの令を用}令(進め)にて、役場に於ても亦同じ)進み、令(止め)にて停止し、令(屈め)にて躊躇して點檢を受け、令(入れ) (二列又は)にて、一列より、毎列順次起立して、入場し、各自被服棚の下に直立して、兩手を垂下し、令(換衣)にて、長衣を、就役服に着換へ、長衣は、袖疊になし、之を三つに折り、番號を前方に向けて、棚上に藏

- 五十五 衣類洗濯のとき、不潔衣は、看守の命令に従ひ、秩序正しく整理すへし
- 五十六 恣に貯水を以て、身體を拭ひ、又は、衣類物件を洗濯する等のことあるへからず
- 五十七 入浴のときは、特に鎮靜を旨とし、湯又は水を濫用し、及、互に洗濯する等のとあるへからず、其の入浴上浴は、撃柝又は號令に依るへし
- 五十八 放免前に於て、白衣の修補、又は新調をなさんとするときは、之を請願することを得へし
- 五十九 起床、還房、就役、罷役、就寝等に關する動止の令は、概、左の如し
- 一起床令 ○○○○
- 此の令ありたるるとき、看守の令(起床^{二列又は})にて、直に臥具を出て、衣服を整へ、而して臥具を整頓して正座し、令(列^{二列又は})にて、一列より毎列順次起立して、流水場^二に到り、給與の盥を以て、齒を磨き、貯水の配與を受け、盥嗽し了はりて、原席に復すへし
- 二正座令 ○○○○

め、令(着席)にて、定席に就き、令(喫飯)にて、喫飯をなすの用意をなし、令(列^{二列喫飯又は})にて、一列より、毎列順次食事の席に進み、食卓に向かひ、直立して、兩手を垂下し、令(着席)にて、正座し、令(禮)にて、低頭し、直に原體に復して、喫飯し、令(禮)にて、低頭して原體に復し、指定のものは、食器を片付くへし、但、監房にて喫飯せしむるときは、鐘鈴一點の令を以て之を示すへし

五就役令 ○○○○

此の令ありたるときは、看守の令(就役)にて、服役の用意をなし、令(列^{二列又は})にて、一列より、毎列順次、就役席に進み就役すへし

六休役令 ○○○○

此の令ありたるときは、看守の令(休役)にて、一齊に役業を止め、令(此令は朝飯)にて、喫飯し、了はりて休役すへし

七就役令 ○○○○

此の令前就役令に同じ

八罷役令 ○○○○

此の令ありたるるとき、看守の令(罷役)にて、一齊

に役業を止め、器械を整列して、點檢を受け、令(此令朝飯の)にて喫飯し、令(換衣)にて就役服を長衣に着換へ、就役服は、袖疊をなし、之を二つに折り、番號を前方に向けて、棚上に藏め、自席に直立して、両手を垂下し、令(搜檢)に列(又)にて、一列より、毎列順次搜檢を受け、出場して、五列に躊躇し、點檢を受け、令(立て)にて、起立し、令(進め)にて、一定の場所に到り、躊躇し、令(禮)にて、一齊に低頭して、看守長の點檢を受け、令(元へ)にて原體に復すへし

九還房令 ○○○○○○

此の令ありたるとき、看守の令(還房)にて、還房の準備をなし、令(二列又)にて、一列より、毎列順次還房すへし

十正座令 ○○

此の令前正座令に同じ

十一閉監点檢令 ○○○○

此の令ありたるとき、令(此令閉監點)にて、番號の點呼に應じ、點檢を受け、令(復席)に列(又)にて、一列より、毎列順次復席したる後、令(二列又)にて、一列より、毎列順次臥具を、自席の前に置

て式場と爲せり體て擊折を合圖に一同能定るや許事通人起て歡迎の辭を別讀し眞木典獄答辭を述へて亦數番の演舌あり立食の宴始まるる時令に幹事總代は再び起て杯を舉ぐ眞木典獄萬歳を三呼し滿場之に和す此より羽扇飛ぶ狀頗る如く主客大に興に入り詩を吟するもあり歌を唱ふもあり或は舞ひ或は躍り各十二分の歡を盡し歡會したるは午後十時の頃なり餘は餘りとして當日は綱引驅込等の競争あり

翌十四日式場の仕講其の景況異は前日と異なるも當日は前日に引き朝來雲なく満天晴れ巨り園内の春色殊に麗かにして露ける如く人をして何となく上下の間相氣浮々たるの感を懐かしめたり園内各所には數百の球燈を高く山形に釣せし等諸種の飾物を施し綱引驅込等の競争の外擊劍柔術もありて前日に比して一層の盛會なりし

明治廿七年一月勅令第四號同年同月内務省訓令第一號に依り本縣看守女監取締丁定員左記之通被定候又監獄警備は従來福井病院兼務に候庶本年四月一日より監獄警備に専任候二名を匿き監獄内の衛生並に患者の治療調劑等一切擔任せしめられ候に於て其任命及び押丁より試驗を経て看守に採用せられたる人名左記の通りなり

監獄署

女監取締三人 押丁七人

小濱監獄支署

女監取締二人 押丁三人

合計

看守二十八人 女監取締五人 押丁十八人

看守七十八人 女監取締五人 押丁十八人

●小島典獄移任の噂 現石川縣典獄高木田忠吾氏は近日他へ轉任するよしに付石川郡長船垣長方氏は其婿たる小島本縣典獄を同縣典獄に轉任させんと目下賑りに奔走し居るとの噂あれど如何にや

●署長と支署長 警視監獄石川島支署長丸山監獄書記は警視に昇任して神田警察署長となり同市ヶ谷支署勤務東郷署長は監獄書記に轉任石川島支署長となるへし

き、就寢の凡五分前、令(二列又)にて、一列より、毎列順次臥具を敷くへし

十二就寢令 ○○○○○○

此の令ありたるとき、看守の令(二列又)にて、一列より、毎列順次靜肅に就寢すへし

憲 報

送小川滋次朗君之佛國

在石川島 中村 ○○○○○○

聞説滋君意氣騰 征帆一片海天暎 巴黎城邊立殊勳

其 二 全 人

治獄異才獨推君 斯文實際兩兼才 宜哉萬國委員任 巴黎城邊立殊勳

金谷 春樹

明治青年才華花活花壇上見活花勝花之花々 織錦不錦之錦々 描花獻紫米 紅果何花東洋別有東洋花春風脈々不吹斷花外有花々又花在上花分花下 花嫺娜文明無彩花文明之花何無彩無彩更生有彩花兩奇嗜好花花花々 無花不活花若去看來欣賞足春在天真眞禮禮花

●新任典獄歡迎會 當署員一同は去る十三十四の兩日甲乙の二部に分れ當市水町公園に於て今度新に來にせられたる眞木典獄の爲めに盛大なる歡迎會を催ふしたり今其概況を記さんに十三日の初日に在ては朝來雨天なりしも午后に至り雨漸く止み定時午後五時の頃には既に來會者一百名に達せり當日は園の門前に眞木典獄歡迎會と筆太に記したる大旗を高く掲げ園内の西側今を並り咲き匂ひたる花壇の下にも今度の大旗數面を掲げし其中央に數十箇の旗を懸けたるに似へり

(明治廿八年四月十八日新聞)

●監獄制度改良 内務省に於ては舊より監獄制度の改良を爲さんとて種々の取調を爲したるが今回非職神奈川縣典獄小川滋次郎氏、萬國監獄會に臨席するを幸ひして歐洲各國監獄制度取調を囑託したるを以て全氏歸朝の上は改良を見るに至へり云ふ

(明治廿八年四月十一日日本)

●既決囚徒の頭髪 此れまで既決囚徒は五分刻にする制既なりしが逃走の節往々挽索に苦しみ所より今度其筋にては協同囚徒は既決囚の頭髪は鎖で採上げより耳の上へかけて剃落し一見其の囚徒なるを知らしむるやう改正する由にて斯は獨逸の監獄にて行ひつゝある法なり云ふ

(明治廿八年三月廿八日萬朝報)

●囚徒雇使の認可 京都四陣の編子ル業者藤村岩次郎と云ふ人は滋賀監獄の囚徒三百人を七年間雇入獄中に於て綿フランネルを織立たき旨出願中の處兩三日前認可の指令ありに付いよく近日同監獄内に工場を建築し教師數名を出張せしめて實行するにせしむるよし由西陣地方の職工を雇ふに比すれば賃銀も甚だ廉に於て雙方の便利なるべしなり

(明治廿八年三月廿六日大坂市大坂朝日新聞)

●私の子供ぢや 大井上輝治氏は當道に於ける眞典獄として人望のある人なるが來函されたるを訪へたる人あり四方の話の末兎徒小山が事に移りけるに氏は笑ひながら世の中では彼れを兎徒として國家に妨害を與へたるものとして憤慨痛罵さざるなし今この場合共れも無理ならす我國民たるもは斯くあらばならぬ事なり然し手は是れならず世人に排斥されたる惡業小僧を引受けて修身養育してやらねばならず言はゞ親となつた譯也今もなつては悪いとは思はず何卒して養育し死ぬまでには眞人間にしてやりたいものだ云はれし哉典獄としては味あること云ふべし

(明治廿八年四月十二日簡館市簡館新聞)

●支署廢止に就て 谷村監獄支署は本月限り廢止せらるるに付き其の遺果として郡内一般に不便利を感ずるは勿論谷村市中は直接に繁盛

の幾分を殺がるゝに至るべし差向き監獄署に關係ある營業者にして廢棄するもの二三に止まらざるべし云々

(明治廿八年三月廿九日甲府市山梨日報新聞)

●露國西比利亞の監獄現況 英京倫敦に英露文學會と稱する者あり、本年一月八日大會を開きしに會する者甚多く種々の報告演説等ありたる中に最も會員の耳を傾けしハ、リイ、ヂ、ヤ、ワ、ン、ド氏の演説したる東部西比利亞及び薩哈連島監獄視察の報告なりき今を去る十年前米國人ショーレ、ケナンなる者西比利亞を漫遊し監獄を視察し歸りて西比利亞及び流竄と題する一書を著し「讀後情緒絶望の思ひありしめたり」(ヂ、ヤ、ワ、ン、ド氏其の實否を驗せんま欲し一昨年英京を發して先づ薩哈連島に渡り同島の監獄を視察し了りて西比利亞に渡りハ、バ、ロ、フ、ス、タの監獄を始め有名のチルチン、ス、ク監獄を視察して昨年末に至り倫敦に歸り右英露文學會にて其の視察の景況を報告せしが、ヤ、ワ、ン、ド氏の言ふ所に據れば氏は先きにケナン氏の經過したる順序に従ひ實況を視察して全く氏と反對の感情を起したりとて結論に臨み若し我にして獄に幽せらるゝの不幸に遭遇せんには我は英國の獄中に坐せんより寧ろ西比利亞の監獄に投ぜらるゝに如かずと云へり、而してヤ、ワ、ン、ド氏の意見にては是れ露國監獄事務の改良進歩の然らしむる所なりと雖も亦ケナン氏の評、語に失するは疑ひなしと明言せり、氏は其視察の結果を英露文學會の報告に掲載すべしといふ

(明治廿八年四月三日東京日々新聞)

●囚徒逃走を企つ 目下監獄署にて服役中なる三好郡の三宅本助(重禁一年六月囚)といふは去る二日の晝五時十名ばかりの同囚と共に同署構外の前川添なる木挽場にて執役し居るうち便用に行きたとて看守の許しを得て直ぐ檢手なる雪隠に遣入るや否や踏板を脱して下の土を堀り穴を穿てソコより忍び出でし板扉ありて越へたければ又も堀の下の土を掘りて身を滑りつゝ外に出て木挽小屋の裏手なる土手添の茶の樹の中に隠れんとするを二丁ばかりも隔て、張番して居たる看守の河野祐三郎氏が早くも見覺め捕縄用意して其處へ駆け行き本助の首へ右の繩をうち掛けたる時本助は力を入れて河野氏の胸に頭突きをなしたれば氏は不意の事とて土手の下へ逃げ落ちたりと云ふ

始め打ち掛けたる繩は程能く本助の首に掛りて落ちたる柏子に磨しく引きたるため緊さ首を締めたる事とて苦しむ所へ同人等に附添ひ居たる看守等が駆け來りて力を合はし難なく取つて押へしといふ元來此の事も出来ず居りしに此度監獄署に大改革ありて免職又は配置替になる向多く以前の押丁も他へ替りたる混雜に紛れ斯くは逃亡を謀りしなりといふ又同人は兼てより脱獄するの巧みなりしと見へ頭髪の如きは大量剃みとて一寸通常の人の頭と變りなき様になし居たりといふ

(明治廿八年四月五日徳島市徳島日々新聞)

●小山豊太郎の誘送 彼の李鴻章を狙撃したる兇兇小山豊太郎は近日此函館に遷徙送にて來るべき噂なりしが今同宮城集治監より北海道訓路分監へ向けて誘送さるべき囚徒二百六十名あれば其れと同時に瀧車にて青森まで來り其れより釧路へ向けて航する筈なりと云へば當面館へは奇らざるべし因に記す此小山へは誘送として警部一人附添居るものと云ふなり

●囚徒の誘送 來月には東京集治監より數百名の囚徒を釧路へ誘送になる由なるが其囚徒中には悪性質にも輕重あるを以つて一旦釧路へ着したる上にて能く各囚を檢じ失れより十勝分監の方へ分送する都合なりと聞く

●満期放免の囚徒に就いて 當道集治監にて苦役了りたるものは何れも再び東京の方へ誘送し其地に放還する事となりしは偏へに此等罪惡の血魂が滔々人家跡なる當道に放ちては殊な事せぬを慮りてより茲に出てたるものなるが近頃に至り往々此原因が放免後當道に入り込むもの多かり斯くては若干の費を出して内地歸送するも何の甲斐なれば何ぞか考慮せればなるまじと其筋の人々は考へ居る由なり

摩ありい、詞あべんたあ嬢編著

附 錄

監獄階級法

附録は完結の上合説する一備ならしめんため裏丁付を本冊と殊別に爲せり

（本附録は完結の上合説する一備ならしめんため裏丁付を本冊と殊別に爲せり）

監獄階級法

監獄階級法

臘 香 生

緒 言

大日本監獄協會雜誌附錄

夙に我當局者間に在ては監獄制度の階級法を探るべき議行はる、是れ蓋し今日の事情に在ては該制度を措て亦他に求む可らざるものあるを認めたるに依らずんばならず、然り予輩は固より絶對的に該制度を以て監獄管理の最良者となすに非ず、少なくとも今日の事情に在ての冠詞の下に之れを其制度として許すを憚らざるなり、如何なる其好の制度さは云へ、必らず多少の欠陥なきに非ず、况んや他邦土に好果を結ぶ所のものを徒して播種せんには氣候と地味との關係を熟知し栽培法を異にするの注意を要するに於て、わや、識者と實務者とは將に今よりして其研鑽を重ね以て他日實施の時對り、能く這般の妙趣を悟了し必らずや栽培其宜しきを庶幾せむ、

則ち茲に譯出すべき監獄階級法は該制度の要核と神髓とを知得するに足るべき良著にして、實務者の參考に供すべきもの少なからざるべしと信ず、斯道に身を委ぬるの譯者、亦聊か會員諸氏と共に之れを以て研究の資となさん微意のみ、悉くば誌せよ、

若し吾人にして十分嚴正に社會上の災害を避けんと企つるならば、則ち犯罪者をして國囚若くは殖民地に在て純良なる勞働社會の地位に置かしむるを吾人の目的なりとせば、單に肉体上の苦痛を與ふるのみを以て普通の体式となし、たるは果して是なりや、

而して是等の犯罪者は刑期終結の日に於ては他人の費途に依て生活するか若くは先代の遺産なきとき已むを得ず自己の職業を以て正直なる勉強に依て生活するか何れかの方法を須むて社會に復歸せざる可からず、然らば吾人の前に横はるべき職務は如何なるものなりや、

第一、吾人は罪囚を懲戒し併せて又他人を訓戒せんが爲めに刑罰を施す、然れども此刑罰は罪囚に向て却て寧ろ多く敵心を抱かしむるの實あり、現に彼等は單純なる刑罰を幾度となく繰返して受けたる而して其結果は漸次益々執拗頑健に監獄に戻るに過ぎず、刑罰は實に彼を懲戒するの道を誤りたり、

第二、吾人は罪囚を改善せざる可からず、然るに如何にして吾人に敵心を狭ましむるが如き處遇を施し尙能く彼囚人の心に向て其効果を待べきか

第三、吾人は罪囚を放免するの前、既に自然に彼を教化せざる可からず、然らざれば公衆は彼罪囚の行爲に向て保證せざるべし、而して此刑罰を撤去するこ

となくして如何に此目的を達し能ふべきか、

是等は千八百五十四年に於て愛爾蘭監獄法の最も争ひし所の困難なる問題の一部分なり、然れども概して一般に該法に依て満足なる決定を見ることを得たり、今該監獄法を終始一貫する所の簡單なる原理を探り來れば實に左の如し、

第一、四人彼自身をして入監の非運に陥りたる所以のもの全く克己心の欠亡に在るを感知せしめ、自己の運命は唯夫れ自己の力に頼るの外なき念慮を發揚するに在り、此主義を以て若し少數者を拘禁し適實に行刑を施さば頗る良

善に且信任を與ふるに足るべく之を教化改善せしむるを得べきと必然なり
第二、彼等を放免するの前作業の種類及び遇囚法をして普通監獄的ならしめんよりは、一般社會的ならしむることは著しく公衆をして是等の放免囚を吸収せしむるに與て力あるものとす、若し夫れ社會良民の生活法に馴致せばその之れが爲めに多くの罪囚問題の至難なるものを減少するを得べし

第三、最も危険の虞ありと呼ぶる所の罪囚に對して之を適用したるの結果は、確かに罪惡の減少に歸着すべし、是故に又警察監視寫眞及び典獄の信實なる合法の交際例へは交際に依て爲し能ふ限り其罪質を觀察し或は宣告せられたる日限を延長せしむるが如きは最も有力なる効果あるものにして且最も

も周密の注意を施さざる可からざるものなり

斯の如き原理の下に吾人は彼の幾多の入監を重ね終に執拗頑固と化し社會に向て絶對的の反抗を試み其の生活をして全然罪惡に導かしめたる囚人を支配するなり、吾人は實に彼等をして純良なる生途に就かしめ且自己の犯したる罪科を懺悔する所の良民に復歸せしめんことを望むや極めて切なり、如何にして斯の如き變化を與へ其目的を達するを得べきか、今茲に適用せられたる監獄法を簡單に説明すれば左の如し、愛爾蘭制要綱千八百六十二年刊行)

第一段

囚人は宣告を受けたる後八箇月若くは九箇月間はダブリン府愛爾蘭都府のマウント、マジョーイに於て分房獄に隔離して拘禁せらる、この拘禁の時日をして八九箇月ならしむるか若くは尙其以上ならしむるかは一に罪囚の行爲に依て定まるものとす、若しその行爲にして十分善良ならしめば直に八箇月の後、雜居獄第二段に移送せらるべし、

愛爾蘭に於ては此段階をして眞に刑罰的に之を實行し該期間の初半期四ヶ月間は減少したる食量を給し並に初の三ヶ月間は有益なる職業を科せざるを以て行刑の本旨となせり、然れども時あつては第二段の困難なる作業を科せらる

いことあるべきを以て第一段後半期に於ける食量は其体力を補充するに適當なる量を給せらる。斯の如くして第一段三ヶ月終了の後に在ては怠惰者と雖も概して愉快を以て混同作業に従事するに至るべきなり

” 囚人は第一段に於て未來の幸福を企成すへき凡ての材料を教へらるへきものとす、之れを換言すれば彼は多くの時、宗教及世俗的教育の爲めに身を委するの利益を有するなり、彼は又學校教育を以て愛爾蘭制の全組織を知得し其之れが爲めに自己の勉強如何に依りては第二段に在て標點の多寡に従ひ中間獄特殊の組織にして第三段なりにも達し得ることを知るに至らむ、刑限期内囚人の自由を得るは該制度の第三段なる中間獄に入るの日に於て始めて發生するものにして斯の如きは主として囚人の利益と謂はざる可からず、且又囚人をして此要點を熟知せしめ之れに依て以て彼を誘掖啓導せんとするは該制の主眼とする所ならずや、其之れを知りたるが爲めに常に強き心理の壓迫を被らしめ不知不識の間に彼をして掖誘するの導火線たるなり

” 囚人は該制度の神髓を知り得たるの時は必らず感知するならむ、予は或範圍内に於て予の運命の主宰者たることを、之れが爲めに官吏に反抗するの念慮は漸次に消滅し遂に以前彼の反抗したる所のもの今は却て協力の存するあるの証

明を得るに至るべし

” 若し囚人の心をして十分彼自身と該制度との間に眞正なる協力なるもの存在するあるを知らしめれば第一段は實に好結果を奏したるものと謂はざる可からず、

” 斯の如き事情の下に八九ヶ月拘禁の後囚人にして若し労働者ならばスパイク島監獄に移送し以て築碁の業に従事せしむべく將た又職工者ならしめば職工の業に従ふべくフイリッブスタウンに移送せらるべし

第二段

” 第二段に於て愛爾蘭制の特別の式体とする所は標點を以て囚人を分類し支配するの規定に在り所謂標點とは罪囚自身を支配すへき權力にして詳密且明白なる一ヶ月間の記録なり、之れに依て彼等は甚はた明白に自己の心をして、刑期間自由を得るの高度に達せんには、この犯罪に墮落せしめたる惡念に反抗し、良善なる性質の修養及び教育に由らざる可らざるの確信を置かしむるに至るべし

” 此段階に於ては之を數級に分ち其の昇級は各式一定したる標點を得るに非ざれば爲し能はざるなり

一箇月間に於て各四人の得べき一定したる標点は九点なりとす而して之れを三個の主要なるものに分つことを得へし則ち教化(紀律)を守り且獄則を遵奉する行爲の者(三点)學校(改善)を証するに足るの注意及び其の希望ある所の者若くは學校に於て勉強する者(三点)作業(作業)に勉勵する者然れども之れに依て享得したる熱練を指すに非ず(三点)なりとす

又第二段を分て四階級とす則ち第三級先づ第一段より進みし四人は凡てこの級に入るものとす第二級第一級及び最上級又はA級とす

第三級より第二級に昇らんとするには二ヶ月を要してその得点十八点ならざる可からず而して第二級より第一級に進むには六ヶ月にして則ち其級に於て五十四点を得たるものならざる可からずこの第一級よりしてA級則ち最上級に昇るには十二ヶ月にして且第一級に於て百八点を得たるものなるを要す最上級に達したる後は一ヶ月毎にA一等A二等として認識せらる若し不行狀のまどあらば貶黜(停止)若くは得点の喪失あるべし

A級に達したる四人は特種の作業(假令)第二段として繋留せらるゝとは云へに從事することを得且他の四人より別離して拘禁せらる學校教育及び教誨は凡て日没の際受くるものとす

斯の如き制度は自ら自己の心を以て闘ひ而してその階子を攀登せんとするの念(油然)として勃起し速かに標点を得て中間監獄に入らんことを勉むるに至り之れか爲りに甚た特別なる而かも一般なる處遇の下に是等の善良なる學校教師の日課(勉強)自修及び自願に依て囚人の必然享有し得べき自由を得んとするの念(熾盛)なるに至るべきは極めて明白なる事實とす

次頁に示す所の表及び千八百五十七年發布の條例に依る懲役刑處遇規則を見るも如何に多く各囚人は自己の運命を司る惟一の主宰者たることを知るに足らむ最も速かに中間監獄に移轉することを得べき者は唯特り特種の性質を有する者之れを能くすへく殊に全刑の宥免に至ては厚く注意を施し善良なる行爲を以て中間監獄に於ける期限を經過するに非さればその恩典に浴する能はざるなり(特別)減刑も亦然りとす

先づ各囚人の中間監獄に入らんとするには必らず其刑期に従ひて或一定したる標点を得ざる可からず其の級及び標点(第一)の欄に於て之れを見るを得べく且その第三の欄に於て普通監獄に拘禁すべき時期の最小數を示しあるを以て其刑期の限局とする所全く囚人自身の力に在ること(判明)なるべし而して尙免の榮を得んとするには必らずや中間監獄に於て一定の期限(第四)欄を經過せざ

る可らざるが故に囚人彼自身を激勵せしむるに至るべきこと愈々以て明白にして火を觀るよりも彰かなり”
 斯の如き緻密なる標點法は設令ひ十分に其運用を以て伴はれざることありとするも實際各囚人の心に向て明白に且つ十分に自制その他有望の性質に於ける進歩を証認するを得べきこと毫も疑を容れざる所なり加之ならず愛爾蘭監獄局に於ては何人と雖も此囚人の得點に向て切實なる利益あること及び囚人の標點を得んとする熱心なる注意あることとの二點を認めざるはなし

謹告

小生儀今般歐洲出發に際しては
 辱知諸君より料らざる御餞別に
 預り且祝文等を辱うし難有奉深
 謝候、此行固より菲才の以て任を
 全うし得べきに非ず將來尙諸君
 の御高庇に頼るの外無之と存候、
 實は一々御禮狀可差上筈之處行
 李匆忙其意を果さず乍略儀本紙
 上にて謝禮申述候敬具

三月廿二日 小河滋二郎

辱知諸君

千葉知養君序 山田大應君著

●古鏡
 照心遷善錄 但智 活版四六形
 育部 頗る美本全壹冊

正價貳拾錢 郵稅四錢

愛知縣監獄教諭師山田大應氏就職以來監獄部内に智
 徳の二部に關し恰當の學場修身教科書及び生徒看讀
 用に供する適當の貸與書籍無きを憂へられ今同智育
 に關する修身談を編集し囚徒看讀貸與本を編成せら
 る其編中の略目は○揭示條項○教場心得○修身談三
 十三項、○公私用文其他頭書には囚徒の心得べき諸
 規則及び用文雜語、歐米格言等種々有益なるを四號
 文字平かな付にて載す、實に監獄部内には近世無比
 の珍書なるのみならず教諭師及び説教師諸君には必
 讀すべき良書なり、差入本には最も妙

東京日本橋區通一丁目

大倉保五郎

大坂心齋橋通安堂寺町

田中太左衛門

京都三條通高倉東へ入

出雲寺文次郎

名古屋市門前町

其申堂書店

大賣所